The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくり
Author(s)	矢野, 淳士
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91947
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

博士学位論文

同和対策関連施設廃止後の被差別部落における
隣保事業を中心としたまちづくり

矢野　淳士

２０２３年１月

大阪大学大学院工学研究科

目　次

序　章　研究のねらいと論文の構成　1
0-1　研究の背景　1
0-2　研究の目的　2
0-3　先行研究と本研究の位置づけ　3
0-3-1　先行研究　3
0-3-2　本研究の位置づけ　7
0-4　研究の方法と構成　9
0-4-1　研究の方法　9
0-4-2　研究の構成　10

第１章　同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保館機能の継承　17
—大阪市内 12 地区の事例分析から
1-1　同和対策関連諸施策終焉後の大阪市内 12 地区をとりまく状況　17
1-2　本章の目的　17
1-3　調査対象地の概要と調査・分析方法　17
1-3-1　大阪市内 12 地区の概要　17
1-3-2　調査・分析方法　18
1-4　同和対策関連施設廃止後の地域環境の変化と各地区の対応　19
1-4-1　同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用　19
1-4-2　地域環境の変化に対する各地区の対応　21
1-5　市民交流センター廃止後の地域拠点と隣保館機能の提供状況　21
1-5-1　市民交流センターの役割と意義　21
1-5-2　各地区における新たな地域拠点の創出　22
1-5-3　各地区における隣保館機能の提供状況　23
1-5-4　地域拠点のタイプと隣保館機能提供状況の分析　25
1-6　章結　25
1-6-1　本章のまとめ　25
1-6-2　考察　26

第２章　隣保館廃止後の被差別部落における民設民営隣保館の役割と課題　31
—大阪市内 2 地区の事例分析から
2-1　本章の目的　31
2-2　調査対象地の概要と調査・分析方法　31
2-2-1　調査対象地の概要　31
2-2-2　調査・分析方法　32

2-3　地域課題と民設民営隣保館　33
2-3-1　G・J両地区の地域課題　33
2-3-2　G・J両地区における民設民営隣保館の設立　34
2-4　地域のまちづくりにおける民設民営隣保館の役割　35
2-4-1　隣保事業の展開による地域課題への対応　35
2-4-2　地域課題解決に関わる住民・地域組織・関係機関のハブ機能　37
2-5　民設民営隣保館の持続可能な運営に向けた課題と取組　39
2-5-1　運営資金　39
2-5-2　隣保館運営に関わる人材　39
2-6　章結　40
2-6-1　本章のまとめ　40
2-6-2　考察　41

第３章　隣保館廃止後の被差別部落における多様な地域拠点の創出と隣保事業の展開　45
―大阪市浅香地区の事例分析から
3-1　本章の目的　45
3-2　調査対象地の概要と調査方法　45
3-2-1　調査方法　45
3-2-2　浅香地区におけるまちづくりの歴史　46
3-2-3　浅香地区の現況　47
3-3　新たな地域拠点の創出と隣保事業の展開　48
3-3-1　ふれあいカフェ コスモス　49
3-3-2　浅香会館別館「ゆいま～るの家」　50
3-3-3　改装後の浅香会館　51
3-4　隣保事業を中心としたまちづくりの課題　53
3-4-1　住民構成の偏り　53
3-4-2　住民の社会的孤立や近所付き合いの希薄化　54
3-4-3　住民の多様な困りごとの解消　55
3-4-4　地域における「支え合いの仕組み」の構築　57
3-5　章結　58
3-5-1　本章のまとめ　58
3-5-2　考察　58

終　章　同和対策施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題と展望　63
4-1　大阪市の事例分析から得られた知見　63
4-2　地域共生社会と被差別部落のまちづくりについての考察　64

4-3　今後の研究課題　67

参考文献　68

補　遺　72

謝　辞　73

図表目次

表 0-1　実施調査一覧　9
表 1-1　調査対象地の概要　18
表 1-2　インタビュー調査の概要　19
表 1-3　同和対策関連施設の供用状況と廃止後の土地利用状況　20
図 1-1　同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用　21
表 1-4　市民交流センター利用者アンケート結果（一部抜粋）　22
表 1-5　各地区の地域拠点と隣保館機能の提供状況　24
表 1-6　地域拠点のタイプ別隣保館機能提供数　25
表 2-1　調査対象地の概要　31
表 2-2　調査対象地のまちづくりに関わる主な地域組織　32
表 2-3　インタビュー調査の概要　33
表 2-4　G・J 両地区における「暮らしのアンケート調査」概要　33
表 2-5　G・J 両地区の地域課題のまとめ　34
表 2-6　G・J 両地区の民設民営隣保館と（旧）市民交流センターの概要　35
表 2-7　隣保館 G・J と両地区の（旧）市民交流センターの実施事業比較　36
表 2-8　隣保館 G・J の事業概要　38
表 3-1　調査概要　46
図 3-1　浅香地区とその周辺地域の地図　47
表 3-2　浅香地区の概況　48
表 3-3　新たな地域拠点の創出と提供機能　49
図 3-2　コスモスの外観（左）と店内の様子（右）　50
図 3-3　コスモスの平面図　50
図 3-4　ゆいま～るの外観（左）と百歳体操の様子（右）　51
図 3-5　ゆいま～るの平面図　51
図 3-6　浅香会館の外観（左）と地域交流スペースで宿題をする子どもの様子（右）　52
図 3-7　浅香会館 1 階の平面図　52
図 3-8　回答者の年齢層（住宅種類別）　54
図 3-9　回答者の世帯構成（住宅種類別）　54
図 3-10 近所付き合いの程度（住宅種類別）　55
図 3-11 「近所付き合いの程度」と「近くに頼れる親族がいるか」のクロス集計結果　55
図 3-12 日常生活の困りごと（複数回答）（住宅種類別）　56
図 3-13 子育てに関する不安や困りごと（複数回答）　56
図 3-14 生活上の支え合いの仕組みが地域にあるか（住宅種類別）　57

序章

研究のねらいと論文の構成

本章では、研究の背景、目的、方法、論文の構成について述べる。

0-1　研究の背景
0-2　研究の目的
0-3　先行研究と本研究の位置づけ
0-3-1　先行研究
0-3-2　本研究の位置づけ
0-4　研究の方法と構成
0-4-1　研究の方法
0-4-2　研究の構成

序章　研究のねらいと論文の構成

0-1　研究の背景

近年、我が国では少子高齢化や単身世帯の増加、非正規雇用の拡大といった社会経済の構造変化により、これまで家族・地域社会・雇用等が担ってきた支え合いのセーフティネットが機能不全に陥り、高齢者・障がい者・子ども等の対象者ごとに縦割りで整備されてきた公的支援では対応しきれない新たな福祉課題が表出している。その代表例が社会的に孤立した80歳の親と独身の50歳の子からなる困窮世帯が抱える複合的な課題を指す「8050問題」であり、それはいくつかの悲劇的な事件(1)によって大きな社会問題として注目されるようになった。このような問題の背景には、生活困窮や社会的孤立をはじめとした複合的な課題があり、これらを包括的に支援していく仕組みとして、「生活困窮者自立支援制度(2)」が2015年4月に創設された。さらに、翌年の2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では「地域共生社会の実現(3)」が掲げられ、地域を基盤として住民、保健福祉関係者、行政等が一体となり多様な地域課題に応える包括的支援体制の構築を目指す方針が示された。2019年5月から12月にかけて開催された地域共生社会推進検討会(4)の最終とりまとめ[1)]では、地域共生社会の理念が、「制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方」と示されている。

内田（2006）[2)]は、従来の国家主導の公共事業を中心としたハード整備に重点が置かれた日本の都市計画事業は、今日の国家財政や自治体財政の観点から限界にきており、それに代わる、①身近な生活環境整備、②福祉・環境共生・文化・防災といったソフトな分野、③情報公開・アカウンタビリティの確保・市民参加、④地方分権の計画・事業体制の整備、といった内容をもつ都市計画事業をまちづくりと定義している。本研究においては、この定義に倣い、「地域社会の住民生活を維持するために行われる、地域に根付いた組織や住民による様々な営み」を「まちづくり」と定義する。上述した通り、近年の社会経済の構造変化により多様な地域課題が噴出していることから、今日の地域社会では地域課題の解決を図るまちづくりが求められているといえる。

一方、被差別部落では、1871年の「賤民廃止令（解放令）」によって身分制度が廃止された後も、差別に起因する劣悪な住環境、不安定就労、子どもの低学力といった複合的な福祉課題の集中を背景に、戦前から各地で隣保館(5)が設置され、隣保事業(6)を実施することで地域課題の解決を図るまちづくりが展開されてきた。その後、1958 年に隣保事業が社会福祉事業法の中に位置づけられ、さらには1969年制定の同和対策事業特別措置法により隣保館の設置及び運営への予算措置がなされて以降、部落問題解決のための拠点という位置付けの下、全国の被差別部落に隣保館設置が広まり、被差別部落のまちづくりの中で重要な役割を担ってきた。

一連の同和対策にかかる特別措置法(7)（以下、特措法）が失効した2002年以降において

も、「隣保館設置運営要綱[8]」（以下、要綱と表記）に基づき、隣保館は地域福祉と住民交流の拠点施設として一般施策の中で存続することとなったことからもその役割の重要性がうかがえる。しかし、同要綱の中で設置運営主体について「市町村が設置し、運営する」としていることから、最多時には全国に約 1,000 館あった隣保館には市町村合併や自治体の財政難に起因して廃止されたものも多く、全国隣保館連絡協議会のホームページ[3]によると、2021 年 7 月 30 日現在、全国で 783 館と減少している。全国隣保館連絡協議会に対して行ったインタビュー調査[9]によると、隣保館廃止後は児童館、公民館、市民活動センター等の公共施設に転用されるか、地元に移管されるケースが多いという。関西圏の主要都市である大阪市・神戸市・京都市においては全ての隣保館が廃止されたが、神戸市と京都市ではそれぞれ児童館や市民活動センターに転用された一方、大阪市では全館を建物ごと廃止するという政策がとられたことから、稀なケースといえる。

大阪市内の被差別部落 12 地区では、各地区の人権文化センター（隣保館）、青少年会館、老人福祉センターの 3 館が 2010 年 4 月に統合（3 館統合）され、3 館の機能を集約した施設として、市民交流センターが市内で 10 館運営されてきた。しかし、2016 年 3 月には市民交流センターも全館が閉館し、隣保事業のための拠点施設が失われた。また、これらの廃止施設の跡地については、大阪市は基本的に民間に売却するという方針をとっており、市内各地区では、今後ますます地域環境が変化していくことが予想される。このような状況に対応し、各地区では、地域組織[10]が自力で様々なタイプの地域拠点を創出し、そこで隣保事業を展開することで隣保館等が担ってきた機能を代替するという、地域課題の解決に向けた自立的なまちづくりが進められている。このように、早くから地域課題が先鋭化していたために、隣保事業を展開し地域課題の解決を図ってきた被差別部落の中でも、大阪市内では隣保館等の施設廃止によって、真に自立的なまちづくりが求められているといえよう。

0-2　研究の目的

本研究では、隣保館等の施設の廃止により、隣保事業の継承に地域の自助努力が求められている大阪市内の被差別部落 12 地区を対象として、各地区の地域組織が自力で地域拠点を創出し、隣保事業を展開することで地域課題の解決を図るという自立的なまちづくりの事例分析を通して、同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題を明らかにすることを目的とする。

上述した通り、隣保館が存続するか否かは自治体の財政状況等により左右されるため、今後も隣保館廃止に踏み切る自治体が出てくると考えられる。隣保館廃止後に他の公共施設への転用や地元への移管が行われるケースでは、残存する施設が隣保事業の一部を担うことができるが、施設が建物ごと廃止された大阪市内 12 地区では、隣保事業のための地域拠点と事業費を自力で創出しなければならず、隣保事業の継承において真の自立が求められている事例といえる。これらの自立的なまちづくりの事例分析から得られる知見は、隣保館廃止後の被差別部落のみならず、もともと隣保館が設置されていない地域における地域課

題の解決を図る自立的なまちづくりの参考になりうると考えられる。

こうした理由から、本研究では大阪市内 12 地区を対象として事例分析を行うこととする。

0-3　先行研究と本研究の位置づけ

下記では、(1)社会的排除と地域効果に関する研究、(2)貧困地域におけるまちづくりに関する研究、(3)被差別部落のまちづくりに関する研究、(4)大阪市内の被差別部落やそれに関連した研究、のレビューを通して本研究の位置づけを示す。

0-3-1　先行研究

(1)社会的排除と地域効果に関する研究

1970 年代以降、先進資本主義諸国が経験してきたグローバリゼーションに伴う経済的な変化や、出生率の減少・人口の高齢化といった社会人口学的な変化により生じた労働力の柔軟化や社会的二極化の拡大により、既存の貧困概念では説明されがたい新しい貧困問題が登場し、それらに対する有効な対策を打ち立てるため、欧米諸国を中心に「社会的排除」という概念が開発されてきた（全、2015）[4)]。Room（1995）[5)]によれば、EU の社会的排除監視室（Observatory on social exclusion）は社会的排除を「長期間にわたる、社会における主要な社会的・職業的環境からの分離を伴う多次元的な不利」に関連した用語と定義している。この社会的排除という概念が地域（neighbourhood）という文脈で論じられる際によく使われる尺度として、「ある地域で生活することによって生ずる生の機会に対する機会のネットワーク」（全、2015）[4)]と定義される「地域効果（area effects または neighbourhood effects と表されることが多い）」がある。イギリス政府は 2001 年の報告書（Social Exclusion Unit、2001）[6)]の中で、「今後の 10～20 年で誰もが自分が住んでいる場所によって深刻な不利益を被るべきではない」と発表したが、Atkinson ら（2001）[7)]によると、その背景には「人々が住む場所によって、包摂的な社会への参加機会はもとより、ジェンダー・階層や失業・不健康等の不利といった非空間的な範疇にまで影響を及ぼす」という地域効果に対する信念があるという。地域効果に対しては、Kleinman（1998）[8)]のように懐疑的な見方をもつ研究者もいるが、多くの研究者がその重要性を認めている（Atkinson ら、2001）[7)]。例えば、Mustard ら（2006）[9)]はスウェーデンにおける 1991 年～1999 年の統計データを分析し、地域環境が失業状態にある個人の雇用の見通しに明らかに影響を与えていると結論付けている。また、Buck（2001）[10)]はイギリスの世帯調査のデータを分析し、社会的排除に関連する就労状況等の指標と地域の特徴に関連があることを明らかにしている。Atkinson ら（2001）[7)]も、スコットランドの大都市における貧困地域（deprived neighbourhoods）と社会的に混合した地域（socially mixed neighbourhoods）に居住する世帯への質問紙調査の比較分析を通して、地域に対する評判や雇用・健康面において特に地域効果が顕著に表れていることを明らかにしている。

上記のような地域効果による社会的排除の問題に対して、アメリカでは、貧困層に対してバウチャーを交付し、ミドルクラス地域や郊外地域に移住させる Section 8 Housing

Allowance Program や公営住宅入居者に自発的な移転を促す Moving to Opportunity Program といった施策が 1970～1990 年代にかけて実施された（Bauder、2002）[11]。これらの施策は特定地域への貧困の集中という問題を貧困層を分散させることで解決しようという試みといえるが、中川（2019）[12]や Atkinson ら（2002）[13]によれば、健康面や防犯面での効果はみられるものの、貧困世帯の経済的自立や子どもの学力等に対する効果については疑義があるという。

一方、多くのヨーロッパ諸国では、地域レベルで社会的混合を達成することが、特に貧困世帯に対しては、社会的つながりを豊かにし、新たな交流機会の創出を促進するという考えが主流になっている（Musterd ら、2001）[9]。そのため、様々な国々の都市において、貧困地域をターゲットにした施策が展開されている。Atkinson ら（2002）[13]によると、イギリスでは 1990 年代に地域に基づく施策が増加し、対象範囲も拡大しており、スコットランドでは 34 の貧困地域を対象とした Social Inclusion Partnerships（SIPs)プログラム、イングランドでは 1998 年から 39 地域を対象とした New Deal for Communities（NDC)プログラムが展開されている。NDC を所管するコミュニティ・地方自治省（Community and Local Government）が 2010 年に出した NDC に関する最終報告[14]では、教育・雇用・健康・犯罪・住宅及び環境という分野において一定の改善が得られた一方、2011 年のプログラム終了後においてもさらなるサポートの必要性が課題として挙げられている。また、Andersen (2002)[15]は 1995 年から 1998 年にかけてデンマークにおける貧困世帯が集中する 500 の公営住宅団地を対象に実施された環境改善・福祉的支援・経済的支援・移民支援・犯罪防止等を含むプログラムを分析し、プログラムによって社会・環境・経済にかかわる負の連鎖は断ち切られたが、地域の発展のためにはさらに長期間にわたる戦略が必要であると結論付けている。

以上のことから、地域効果による社会的排除を断ち切る手段として、政府による地域をターゲットにした施策には一定の有効性が認められるが、それらの施策終了後には地域の自立的なまちづくりが求められていることが分かる。

(2)貧困地域におけるまちづくりに関する研究

世界最初の隣保館であるトインビー・ホール（Toynbee Hall）が 19 世紀後半のイギリスで誕生して以降、隣保館はアメリカ、ドイツ、フランス、日本などに波及し、貧困地域の住民の生活改善や自立向上に大きく貢献してきた（山田、1977）[16]。Polson ら（2020）[17]によると、これらの隣保館が取り組んできた問題と、今日の地域社会が直面している集団間の衝突や社会分断の拡大といった問題が類似しているという。Chesler（1996）[18]は隣保館の特徴として、「(a)地域に基盤を置いていること、(b)歴史的に地域住民のオーナーシップの育成にコミットしてきたこと、(c)多世代に焦点を当てていること、(d)多様性に対する強い感度とリスペクトがあること」を挙げており、Yan（2004）[19]はグローバル時代において福祉国家が縮小し、地域社会の分断や多様化が進行する中で、地域における異なる利害を調整するための効果的なまちづくり（community-building）のメカニズムとして、隣保館

（settlement house）の重要性を指摘している。また、Yan ら（2009）[20]はサンフランシスコとバンクーバーの二都市における 17 の隣保館を対象として、まちづくりの中での隣保館の事業展開や役割について調査し、両都市の隣保館がニューカマーを含む多様な住民の社会参加を促進する役割を担っていることを明らかにしている。

一方、東アジアに目を移すと、簫ら（2016）[21]は、台湾特有の公的住宅である整建住宅に社会的弱者が集住している台北市南機場地区を対象として事例分析を行い、地域組織が自主的に設置した地域福祉拠点において、住民同士の支え合いによる福祉のまちづくりが展開されていることを明らかにした。また、全ら（2007）[22]は、韓国の代表的な貧困地域である「チョッパン[(11)]」を取り上げ、ソウル市内の「敦義洞 103 番地チョッパン地域」を対象として事例分析を行い、公設民営の地域拠点である「チョッパン相談所」を中心として、相談・行政手続き支援・医療・衛生サービス・就労支援・給食支援・物品支援・居住支援といった幅広い支援が住民に提供されていることを明らかにした。石川（2013）[23]は、戦前から在日コリアンの人々が集住してきた京都市南区東九条を対象として、地域住民・ボランティア・専門職という多様な主体による複合的な地域課題に立ち向かうまちづくりに着目し、多様な主体間の連携が住民の生活を支えている一方で、公的資金に頼らない社会的企業の設立や、地域組織による実践と事務所機能の受け皿となる新たな地域拠点の整備に課題があることを明らかにした。また、日本最大の寄せ場である大阪市西成区の釜ヶ崎では、地域関係者や研究者などで構成される「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」が、簡易宿泊所の相談・見守り等の居住支援機能をもつサポーティブハウスへの転換を図るとともに、近隣の福祉事業者と連携して入居者への支援を行っている（柴田、2007）[24]。

こうした研究から、様々な国々の都市における貧困地域においては、地域課題の解決を図るまちづくりが展開されており、その中ではまちづくりの核となる地域組織と隣保館などの地域拠点が大きな役割を担っていることがうかがえる。以下では、福祉課題や差別の問題が歴史的に集中してきたことにより、早くから隣保館を中心として地域課題の解決が図られてきた被差別部落のまちづくりに関する研究についてみていく。

(3)被差別部落のまちづくりに関する研究

被差別部落のまちづくりに関する研究に 1970 年代から 2000 年代まで長年の蓄積をもつ内田（1993 [25]，2001 [26]，2010 [27]）は、1970～1980 年代の特措法下の被差別部落におけるまちづくりの特徴として、次の 5 点を挙げ、当時の被差別部落のまちづくりは日本の木造密集住宅市街地のまちづくりの先行・先進事例であり、1970 年代のフィリピンにおけるバリオ・マグサイサイ計画や 1980 年代のパキスタンにおけるオランギ・パイロット・プロジェクトといった総合計画に基づくスラム改善運動との類似性から、典型的なコミュニティ・デベロップメント[(12)]と評価している。

①部落解放運動の一環としてのまちづくりがなされたこと

②住民参加のまちづくりがなされたこと

③地区総合計画[13]（以下、総合計画）の一環として住環境整備を中心とするまちづくりが実施されたこと

④都市部では住宅地区改良事業、農村部では小集落地区改良事業というように、フレキシブルなまちづくり手法が適用されたこと

⑤事業主体となる地方公共団体には、同和対策事業特別措置法により事業に伴う財政面での負担軽減が図られたこと。一方、住民に対しても住宅新築資金の貸与など低利の住宅融資が保障されるとともに、公共住宅の家賃軽減措置がとられ、弱い立場の者も住み続けることが可能とされたこと

また、特措法下のまちづくりの中で、上記③の総合計画の策定が求められた背景には、欧米の隣保事業に倣って当時の内務省が戦前に実施した「部落改善事業[14]」の経験が踏まえられているという。これらのことから、隣保事業は被差別部落におけるまちづくりの根幹をなすものであったことがうかがえる。

内田（2001）[26]は、1990 年代以降、被差別部落のまちづくりが変化してきたと指摘し、1970～1980 年代のまちづくりからの変化として以下の 8 点を挙げている。

①行政闘争から行政とのパートナーシップの重視へ

②行政への施設要求から自前の NPO 等の事業主体による住民支援へ

③地区住民の組織化・部落解放同盟のヘゲモニー確立から、周辺地域と一体のまちづくりへ

④遅れた生活水準の改善から地域独自の生活・文化の肯定へ

⑤高齢者支援、多様な住まい方の保障、部落文化の継承、環境共生等の新たなテーマの試み

⑥同和対策事業の最大限の活用から NPO の活用や一般施策の適用へ

⑦大規模な公共施設に象徴されるハード中心からソフトな施策重視へ

⑧「実現せねばならぬ」計画や事業から「楽しみごと」としてのまちづくりへ

これを見れば、被差別部落のまちづくりは同和対策事業の進展やそれによる地域環境の改善により、ソフト重視の自立的なまちづくりに移行してきたことが分かる。

さらに、内田（2010）[27]は 2002 年の特措法失効後のまちづくりに関しては、「従来の部落解放運動の成果として存在する隣保館、児童館、老人施設などのストックを活かし、自ら指定管理者となって新しい活動を試みている」ことを 1 つの特徴として挙げている。このことに関して、築瀬（2019）[28]は箕面市北芝地区における若者支援に関する実践報告の中で、隣保館や隣保館の指定管理者である NPO が中心となり、多様な地域拠点・地域組織・関係機関等の地域資源を活用し、生活困窮者・若者・子どもへの包括的な支援が展開されている事例を報告している。また、岡本（2020）[29]は高槻市高槻富田地区における子ども食堂や学習支援といった子ども支援事業の中で、地域で立ち上げた一般社団法人が中心となり、地域・家庭・学校・行政・大学・企業等の多セクターとの協働を実現する仕組みについて明らかにしており、その仕組みの中で隣保館が行政の出先機関や地域拠点として重要な役割を果たしていることが示唆されている。宮本（2020）[30]は 2016 年から国が掲げる「地域共生社会の実現」に向けて、あらゆる住民の相談を一体的に受け止め、支援機関や地域活動につなぐ

拠点として隣保館の重要性が増してきているという。

上記を踏まえ、本研究においては、地域組織が隣保事業を展開することにより、地域課題の解決を図るというまちづくりに着目し、とりわけ隣保事業の拠点である隣保館等の施設が廃止され、隣保事業の継続に地域の自助努力が求められている大阪市に焦点を当てる。

(4)大阪市内の被差別部落やそれに関連した研究

Kidokoro ら (2020) [31]は、統計分析を基に、関西都市圏中心市である大阪市を対象に地域格差の実態を調査し、都心やその隣接地区では高層マンションを中心に富裕層の流入がみられる一方で、西成区に代表される JR 大阪環状線外のインナーエリアでは貧困の地域的な集中がみられることを明らかにした。また、Hsiao (2021) [32]は 1996 年の公営住宅法改正による「応能応益家賃制度」の導入以降、大阪市内の公営住宅には単身高齢者をはじめとした貧困世帯の集中がみられ、崩壊した地域コミュニティの再構築や貧困世帯への支援が喫緊の課題であると指摘している。島 (2016) [33]は大阪市内の被差別部落 12 地区を対象として、2005 年と 2010 年の国勢調査町丁別集計を基に人口移動、所得クラス、住宅の所有形態等について分析し、現在の「同和地区における貧困」は「公営住宅の貧困」と同義であり、また 12 地区が大阪市内の貧困地域と地続きで立地していることを明らかにした。

これらのことから、公営住宅が多く立地する大阪市内の被差別部落やその周辺地域では、貧困問題に起因する様々な福祉課題が集積していると考えられ、隣保館や隣保事業に対するニーズが高いエリアといえる。実際に、全 (2012) [34]は、市内 2 地区の被差別部落の市営住宅入居者を対象とした質問紙調査を実施し、低所得世帯の増加や地域コミュニティの弱体化について定量的に明らかにしている。しかし、先述したように、大阪市は 2016 年 3 月に全 10 館の市民交流センターを閉館し隣保事業を廃止したため、隣保館廃止後の大阪市内の被差別部落においては、いかにして隣保事業を継続するかが課題といえる。これに関連し、簫ら (2016) [35]は市内 3 地区の被差別部落を対象として、隣保館、診療所、公衆浴場等の地域福祉施設が提供してきた「相談交流」「福祉」「医療」「生活」「雇用」といった機能が特措法失効前後でどのように変化したかを調査し、各地区で設立した社会福祉法人をはじめとした地域組織による社会福祉事業を中心としたまちづくりが、特措法下で提供されていた地域福祉機能を代替していると述べた。

0-3-2　本研究の位置づけ

0-3-1 の(1)で行った欧米諸国における社会的排除と地域効果に関する研究のレビューからは、政府による特定の貧困地域をターゲットにした施策には一定の効果がみられるが、それらの施策には期間が定められているため、施策終了後には地域における自立的なまちづくりが求められることが示唆された。このことに関しては、1969 年から国策として進められてきた同和対策事業が 2002 年に終了した今日の被差別部落にも共通する課題といえる。

次に、0-3-1 の(2)で行った欧米や東アジア諸都市を対象とした事例研究のレビューから

は、グローバル化による住民の多様化や社会分断が進む欧米の諸都市や東アジアの貧困地域では、地域課題の解決に向けた自立的なまちづくりが展開されており、その中で隣保館等の地域拠点や地域組織が重要な役割を担っていることが明らかとなった。

さらに、0-3-1 の(3)では、早くから隣保事業により地域課題の解決を図ってきた日本の被差別部落のまちづくりに関する研究のレビューを行った結果、いくつかの隣保館が存続している地域では、地域課題の解決において隣保館と地域組織が連携しながら重要な役割を担っており、地域共生社会の実現に向けて隣保館の重要性が高まっていることが示された。

以上の海外や日本の先行研究から、貧困地域における地域課題の解決を図るまちづくりの中で、地域拠点や地域組織の重要性が示唆されており、とりわけ貧困地域の改善に長年貢献してきた隣保館が近年の地域社会で果たす役割の大きさがうかがえる。しかし、これらの事例研究を見ると、簫ら(2016)[21]が台北市南機場地区を対象に実施した事例分析を除くと、地域拠点の存在が前提条件となっており、地域拠点を自力で創出していくプロセスに目を向けたものは見当たらない。本研究では、大阪市内 12 地区における隣保館廃止後の地域拠点の創出とそこで展開される隣保事業に着目しており、この点が本研究の独自性といえる。

最後に、0-3-1 の(4)では、本研究が対象としている大阪市内の被差別部落やそれに関連した研究のレビューを行った。その結果、大阪市は 2016 年 3 月をもって隣保事業を廃止したが、依然として市内 12 地区の被差別部落やその周辺地域では隣保事業のニーズが高いため、12 地区では隣保事業を自力で継続することが課題であることがうかがえた。このことに関しては、2016 年に発表された市内 3 地区を対象とした簫ら (2016) [35]の事例研究では、隣保館等の地域福祉施設が提供してきた諸機能が各地区で設立した社会福祉法人等による社会福祉事業によって代替されていることが示されている。

しかし、2016 年の市民交流センター廃止以降、市内 12 地区では隣保事業の廃止に加え、旧施設用地の民間への売却により地域環境が急激に変化しており、これらの変化に対応し、簫らが対象とした 3 地区以外においても、地域組織が民設民営の隣保館を設置する等の先駆的な取り組みがみられる。これらの隣保館廃止後の地域において自立的に展開されている隣保事業を中心としたまちづくりの実態について明らかにした研究は見当たらない。

そこで、本研究では、隣保事業の経験に蓄積がある大阪市内の被差別部落において、地域組織が自力で地域拠点や事業費を確保し、地域課題に対応した隣保事業を展開するというまちづくりに着目し、事例分析を行う。その事例分析から得られる知見は、隣保館廃止後の被差別部落や、そもそも隣保館が設置されていない地域における地域課題の解決を図るまちづくりに有益なものとなりうる。そこで、次節 0-4 で述べるように、本研究では、大阪市内 12 地区を地域横断的に比較した上で、いくつかの先行事例を抽出し、それらの事例分析を通じて隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題の把握を試みる。

0-4　研究の方法と構成

0-4-1　研究の方法

本研究では、表 0-1 に示す 8 つの調査を実施することにより、a)市内 12 地区における同和対策関連施設廃止後の跡地利用と隣保館機能の提供状況、b)G・J 両地区の地域課題と民設民営隣保館の役割と運営課題、c)浅香地区における地域拠点の創出や隣保事業の展開が地域課題の解決に与える影響を明らかにし、a)～c)の事例分析を基に隣保事業を中心としたまちづくりの実態と課題について明らかにする。

表 0-1　実施調査一覧

No.	調査方法	調査時期	対象地区	調査対象者 調査文献	調査内容
調査①	文献調査	2020/1～ 2020/5	市内 12 地区	大阪市公有財産データベース(2010,2019) 住宅地図	同和対策関連施設の供用状況と土地利用変化
調査②	インタビュー調査	2019/1～ 2019/11	市内 11 地区	各地区部落解放同盟支部の幹部	隣保館廃止後の各地区における地域組織による隣保館機能の提供状況
調査③	文献調査	2020/1～ 2020/5	市内 12 地区	2014 年度市民交流センター事業報告書 10 館分	市民交流センター全 10 館における隣保館機能の提供状況
調査④	文献調査	2022/6～ 2022/7	G 地区 J 地区	暮らしのアンケート調査 G 地区報告書 暮らしのアンケート調査 J 地区報告書	G・J 両地区における住民構成、住民どうしのつながり、住民が抱える困りごと等の地域課題
調査⑤	文献調査	2022/6～ 2022/7	G 地区 J 地区	G 地区の民設民営隣保館運営法人の 2019～2021 年度事業報告書 J 地区の民設民営隣保館運営法人の 2019～2021 年度事業報告書	G・J 両地区の民設民営隣保館における隣保事業の実施状況
調査⑥	インタビュー調査	2019/1～ 2022/7	G 地区 J 地区	G 地区の民設民営隣保館正職員兼部落解放同盟 G 支部支部長 J 地区の民設民営隣保館館長兼部落解放同盟 G 支部支部長	G・J 両地区における民設民営隣保館のまちづくりにおける役割や運営課題
調査⑦	参与観察	2016/11～ 2022/5	浅香地区	筆者が、2016 年 11 月から浅香地区の地域組織で勤務しながら様々な事業に参画し、隣保事業を中心としたまちづくりの展開について把握した。	多様な地域拠点の創出方法、そこで実施されている事業、住民の事業利用実態
調査⑧	アンケート調査	2021/4～ 2021/7	浅香地区	浅香地区内の全世帯	住民の基本属性、生活上の困りごとや近隣付き合いの程度、地域の中での支え合い活動の現状等

a) 市内 12 地区における同和対策関連施設廃止後の跡地利用と隣保館機能の提供状況

土地利用変化については、まず 2010 年と 2019 年の大阪市の公有財産データベース[36)37)]を比較することにより、同和対策関連施設の供用状況を把握し、廃止された施設については、2020 年 5 月までの土地利用状況を 2009 年と 2019 年の住宅地図[38)39)]を比較しつつ把握した（**調査①**）。同和対策関連施設廃止後に創出された地域拠点とそこで提供されている隣保館機能については、各地区のまちづくりにおける中核組織である部落解放同盟支部の幹部メンバーへのインタビュー調査により把握した（**調査②**）。また、かつて市民交流センターが実施していた事業内容について 2014 年度事業報告書[40)]から把握し（**調査③**）、インタビュー調査で把握した各地区の新たな地域拠点と隣保館機能との比較を通じて、各地区における隣保館機能がどのように代替されているかを把握した。

b) G・J 両地区[(15)]の地域課題と民設民営隣保館の役割と運営課題

G・J 両地区における地域課題については、2016 年に部落解放同盟大阪府連合会が大阪府下の被差別部落を対象に実施した「暮らしのアンケート調査」[41)42)]の結果を引用し、G・J 両地区における住民構成、住民どうしのつながりの状況、住民が抱える困りごと等について把握した（**調査④**）。G・J 両地区における民設民営隣保館の役割と課題については、隣保館運営団体の 2019・2020・2021 年度事業報告書[43)44)]と各地区の市民交流センターの 2014 年度事業報告書[45)46)]の比較分析と各隣保館運営法人の職員に対するインタビュー調査を通して把握した（**調査③⑤⑥**）。

c) 浅香地区における地域拠点の創出や隣保事業の展開が地域課題の解決に与える影響

浅香地区における地域拠点の創出や隣保事業の展開については、参与観察を基に把握した（**調査⑦**）。その上で、それらが地域課題の解決に与える影響については、筆者が事務局を務める浅香地区安心・安全のまちづくり実行委員会が地区内全世帯を対象として実施したアンケート調査の結果分析を通じて把握した（**調査⑧**）。

0-4-2　研究の構成

本研究は、下記の通り序章から終章までの 5 つの章で構成している。

序章　研究のねらいと論文の構成

序章では、研究の背景と目的、先行研究を踏まえた研究の位置づけ、研究の方法と構成について述べる。

第 1 章　同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保館機能の継承

第 1 章では、大阪市内 12 地区を対象として、近年の同和対策関連施設の廃止に伴う地域環境の変化と各地区の地域組織による隣保館機能を代替する試みの実態について地域横断的に明らかにすることにより、同和対策関連施設廃止後の被差別部落において、地域組織が自力で地域拠点を確保し、そこで従前の機能を提供するという新たなまちづくりの実態について、地域拠点のタイプとそこで提供されている隣保館機能に着目して明らかにする。

第 2 章　隣保館廃止後の被差別部落における民設民営隣保館の役割と課題

第 2 章では、第 1 章の分析から隣保館機能機能の継承に成功しているといえる 4 地区のうち、地域組織が自力で「民設民営隣保館[16]」（以下、括弧を省略する）を設置している G 地区と J 地区を抽出し、両地区における民設民営隣保館を中心とした地域課題の解決に向けたまちづくりの現状や、民設民営隣保館が果たす役割と運営課題について明らかにする。

第 3 章　隣保館廃止後の被差別部落における多様な地域拠点の創出と隣保事業の展開

第 3 章では、第 1 章の分析から隣保館機能の継承に成功しているといえる 4 地区のうち、市営住宅空き住戸の活用、民設民営のコミュニティ施設の建設、もと公民館の施設を住民参加型でリノベーションする等、地域拠点の創出過程において他の 3 地区にはないユニークさを有する浅香地区を取り上げ、事例分析を行う。まず、参与観察を基に地域拠点の創出過程やそこで展開されている隣保事業について整理する。次に、地区住民を対象としたアンケート調査の結果を基に地域課題や地域におけるつながりの状況を明らかにすることにより、隣保事業がどの程度住民の課題解決に影響を与えているかを分析し、隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題について考察する。

終章　同和対策関連施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題と展望

終章では、まず本研究で得られた知見を整理するとともに、同和対策関連施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題について考察する。次に、「地域共生社会の実現」に向けて地域課題の解決を図るまちづくりの重要性が増す中で、被差別部落におけるまちづくりの経験が被差別部落の周辺地域を含む一般地域のまちづくりにどのように貢献し得るのかについて展望を述べる。最後に、本研究の限界と今後の研究課題を整理する。

補注

(1) 有名なものに 2018 年 3 月に起きた札幌市内のアパートで高齢の母親と娘が孤立と困窮の末に餓死した事件や、元農林水産省事務次官の 76 歳の男性が引きこもりがちだった 44 歳の息子を刺殺した 2019 年 6 月の事件などがある。

(2) 2015 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ること」（第 1 条）を目的としており、必須事業として①自立相談支援事業の実施、②居住確保給付金の支給、任意事業として①就労準備支援事業等、②一時生活支援事業、③家計相談支援事業等、④学習支援事業他を規定している。

(3) 厚生労働省が示した実現に向けた改革工程では、地域共生社会について「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」としている。

(4) 正式名称は「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」という。

(5) 大北（2012）[47]によれば、隣保館は 19 世紀後半にイギリスで誕生したセツルメントの影響を受けた民間の社会事業家が、明治後期に貧困地域に設置したのが始まりであり、もともとは被差別部落を対象と

したものではなかったという。被差別部落においては、戦後に部落解放運動が高まる中で、公営の隣保館が各地で建設されていき、1969 年に定められた「同和地区における隣保館設置運営要綱」によって建設費や運営費の補助制度が創設されたことにより、単なる福祉施設ではなく、部落問題解決のための拠点という位置づけの下、全国で約 1,000 館が建設されることとなった。このように隣保館への補助金が被差別部落の隣保館のみを対象としてきたことにより、現在活動している隣保館のほとんどが被差別部落に立地している。なお、隣保館は法的に社会福祉法第 2 条第 3 項 11 号に根拠を持つ社会福祉施設である。

(6) 窪田（1979）[48]によると、日本の社会事業界では、1921 年頃から「セツルメント」の訳語として「隣保事業」「隣保館」という言葉がしだいに定着していったという。1958 年 6 月 11 日の社会福祉事業法の改正によって、隣保事業は法的に位置づけられ、現行の社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号では「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善向上を図るための各種の事業を行うもの」と定義されている。

(7) 1969 年に 10 年間の時限立法として制定された「同和対策事業特別措置法」が 1979 年に 3 年間延長され、1982 年に失効後、同法を引き継ぎ 5 年間の時限立法として「地域改善対策事業特別措置法」が制定された。さらに、1987 年に同法失効後に 5 年間の時限立法として制定された「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」はその後、延長と改正を経て 2002 年に失効した。

(8) 平成 14 年 8 月 29 日の厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」(厚生労働省発社援第 0829002 号）[49]により定められた隣保館設置運営要綱では、隣保館の設置目的を「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの」としており、隣保館が行う事業として、①社会調査及び研究事業、②相談事業、③啓発・広報活動事業、④地域交流事業、⑤周辺地域巡回事業、⑥地域福祉事業という 6 つの基本事業の他、地域の実情に応じて実施する①隣保館デイサービス事業、②地域交流促進事業、③相談機能強化事業という 3 つの特別事業が定められている。

(9) 2020 年 2 月 12 日（水）13:30～14:30 に全国隣保館連絡協議会の事務所において同会事務局長から近年の隣保館を取り巻く状況に関するインタビューを行った。

(10) 本研究では、各地区において部落解放運動の中心を担ってきた部落解放同盟の支部、町会、市営住宅自治会といった住民組織や、運動の一環で設立されてきた社会福祉法人、NPO 法人、株式会社等の地域団体を総称して地域組織と呼ぶ。

(11) 全ら（2007）[22]によれば、チョッパンとは「居住環境の脆弱さを特徴とし、多くは不安定な日雇い業を営むか生活保護に頼っている単身生活者が主に居住している低廉宿所地域を指す」という。

(12) 内田 (2001) [26]によると、コミュニティ・デベロップメントは第二次世界大戦後に主に国連によって、取り上げられ、発展途上国の農村・漁村コミュニティの発展・活性化を目指す総合的な開発計画・開発事業として展開され、後にアメリカ等の先進国の農村部や都市スラムの開発にも適用された概念であり、一般的には次の 6 つがテーマとして取り上げられているという。①コミュニティの組織化・住民参加、②公衆衛生、特に上下水の確保と便所の整備、③生活改善、生活規範の確立や貯蓄活動、④家族計画（産児制限)、⑤家族教育・識字教育、⑥住宅改善。

(13) 内田（1993）[25]は地区総合計画の要件として以下の 4 点を挙げた上で、これらの要件を満たす総合計画が策定された被差別部落は大阪を中心に関西に存在する比較的少数の都市部落に限られると指摘している。①地区に即し、地区の生活の総合的な分野を対象としていること、②計画の目標が明示され、具体的な計画が備わっていること、③住民もしくは行政当局によって、計画のリアリティが認められていること、④成文化されていること、特に物的計画の場合、図面化されていること。

(14) 内田（1993）[25]によると、「部落改善事業」は 1920 年から当時の内務省によって実施され、1923 年に「地方改善事業」に改称されたものであり、欧米のセツルメントの影響を強く受け、環境整備、授産所、診療所、共同浴場の設置、実業講習、副業奨励、産業資金の融通、育英奨励金、融和団体奨励金等、幅広い事業内容であったという。

(15) 各地区の場所や地名が特定されることを防ぐため、本研究では基本的に地区名はアルファベットで表記している。ただし、筆者がまちづくりに携わっている後述の浅香地区については、地域関係者からの了解が得られているため、そのまま表記する。

(16) 先述した通り、隣保館設置運営要綱の中で、設置運営主体について「市町村が設置し、運営する」とされているため、G 地区と J 地区における民設民営の隣保館は現行制度に依拠した施設ではないが、G 地区と J 地区では「隣保館」という呼称を掲げており、その事業内容も要綱で謳われている設置目的に合致していると考えられるため、本研究では「民設民営隣保館」と表記する。

第１章

同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保館機能の継承

―大阪市内 12 地区の事例分析から

第１章では、大阪市内 12 地区を対象として、地域組織が自力で地域拠点を確保し、そこで従前の機能を提供するという新たなまちづくりの実態について、地域拠点のタイプとそこで提供されている隣保館機能に着目して明らかにする。

1-1　同和対策関連諸施策終焉後の大阪市内 12 地区をとりまく状況
1-2　本章の目的
1-3　調査対象地の概要と調査・分析方法
1-3-1　大阪市内 12 地区の概要
1-3-2　調査・分析方法
1-4　同和対策関連施設廃止後の地域環境の変化と各地区の対応
1-4-1　同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用
1-4-2　地域環境の変化に対する各地区の対応
1-5　市民交流センター廃止後の地域拠点と隣保館機能の提供状況
1-5-1　市民交流センターの役割と意義
1-5-2　各地区における新たな地域拠点の創出
1-5-3　各地区における隣保館機能の提供状況
1-5-4　地域拠点のタイプと隣保館機能提供状況の分析
1-6　章結
1-6-1　本章のまとめ
1-6-2　考察

第 1 章　同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保館機能の継承
—大阪市内 12 地区の事例分析から

1-1　同和対策関連諸施策終焉後の大阪市内 12 地区をとりまく状況

大阪市内の被差別部落では、市内 12 地区に設置されていた人権文化センター（隣保館）、青少年会館、老人福祉センターの 3 館が 2010 年 4 月に統合されて市民交流センターと改称され、市内 12 地区で 10 館の市民交流センターが上記 3 館の機能を集約した施設として、指定管理者制度により運営されてきた(1)。しかし、この市民交流センターも 2016 年 3 月に全館が閉館し、それまで各地区で地域福祉の中核及び住民交流の拠点として重要な役割を果たしてきた施設が失われた。また、共同浴場、診療所、保育所といったその他の同和対策関連施設も経営難や少子化の影響を受けて多くが廃止され、地域では遊休地や遊休施設が増加し、それらの民間業者への売却と同時に宅地開発が進められている。

このような地域環境の変化に対応して、いくつかの地区では民設民営の隣保館が建設される等、各地区の地域組織が地域拠点を創出し、これまで隣保館等の施設が提供してきた機能(2)を代替するための多様な試みが行われている。

1-2　本章の目的

本章では、まず上述した大阪市内 12 地区における近年の地域環境の変化とそれに対する各地区の地域組織による隣保館機能を代替する試みの実態について地域横断的に明らかにする。その上で、新たに創出された地域拠点のタイプとそこで提供されている隣保館機能に着目して地区間の比較分析を行うことにより、同和対策関連施設廃止後の被差別部落において、地域組織が自力で地域拠点を確保し、そこで従前の機能を提供するというまちづくりの成果と課題について明らかにするすることを目的とする。

1-3　調査対象地の概要と調査・分析方法

1-3-1　大阪市内 12 地区の概要

本章で対象とする大阪市内の被差別部落 12 地区の概要は表 1-1(3)の通りである。地区によってかなりばらつきはあるものの、同和対策事業の一環として建設されてきた市営住宅に入居する世帯の割合が全地区ともに大阪市全体(10.4%)より高く、市営住宅が多く立地していることが共通した地域特性といえる。

表 1-1　調査対象地の概要

地区名	行政区	市営住宅 供給戸数	市営住宅に入居する世帯の割合 (%)
A地区	浪速区	2,003	21.9
B地区	東淀川区	628	16.2
C地区	東淀川区	688	30.4
D地区	東淀川区	376	
E地区	旭区	409	38.1
F地区	旭区	78	13.2
G地区	住吉区	546	26.0
H地区	住吉区	463	71.5
I地区	東住吉区	488	81.5
J地区	西成区	1,666	13.8
K地区	淀川区	367	69.3
L地区	平野区	87	35.1
		大阪市全体	10.4

1-3-2　調査・分析方法

本章では、以下の 3 つの調査を基に分析を行った。

調査①：同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用の把握

まず、2010 年と 2019 年の大阪市の公有財産データベースを比較することにより、同和対策関連施設の供用状況を把握し、さらに廃止された施設については、2020 年 5 月までの廃止後の跡地の土地利用状況を 2009 年と 2019 年の住宅地図を比較しつつ把握した。

調査②：同和対策関連施設廃止後の各地区の対応と地域組織による隣保館機能の提供状況の把握

同和対策関連施設廃止後の地域環境の変化に対する各地区の地域組織による対応と隣保館機能の提供状況については、各地区のまちづくりにおける中核組織である部落解放同盟支部の幹部メンバーへのインタビュー調査により把握した（表 1-2）。

調査③：（旧）市民交流センターにおける事業内容の把握

かつて市民交流センターで実施されていた事業内容について、全 10 館の 2014 年度事業報告書から把握した。

本章では、上記の調査②と調査③の結果を基に、各地区における隣保館機能がどのように代替されているかを把握し、地域拠点のタイプとそこで提供されている機能の多様性に着目して地区間での比較分析を試みる。

表 1-2　インタビュー調査の概要[4]

地区名	行政区	調査対象者	調査日	調査実施場所	ヒアリング項目
A地区	浪速区	A支部支部幹部3名	2019/1/30	A支部事務所	①同和対策関連施設廃止に伴う地域環境の変化への対応 ②市民交流センター廃止後の新たな地域拠点 ③新たな地域拠点で提供されている隣保館機能
B地区	東淀川区	B支部幹部1名	2019/9/20	B地区内市営住宅集会所	
C地区	東淀川区	C支部幹部2名	2019/10/9	C支部事務所	
D地区	東淀川区				
E地区	旭区	E支部幹部1名	2019/2/4	E地区内特別養護老人ホーム	
F地区	旭区	F支部幹部1名	2019/2/15	F地区内市営住宅集会所	
G地区	住吉区	G支部幹部1名	2019/1/24	G地区内コミュニティ施設	
H地区	住吉区	H支部幹部1名	2019/8/24	H地区内コミュニティ施設	
I地区	東住吉区	I支部幹部1名	2019/11/7	部落解放同盟大阪府連合会事務所	
J地区	西成区	J支部幹部1名	2019/9/26	J地区内コミュニティ施設	
K地区	淀川区	K支部幹部1名	2019/11/13	K支部事務所	
L地区	平野区	L支部幹部1名	2019/9/26	L地区周辺の喫茶店	

1-4　同和対策関連施設廃止後の地域環境の変化と各地区の対応

1-4-1　同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用

表 1-3 は各地区の同和対策関連施設の 2019 年 3 月 31 日現在の供用状況と廃止施設の跡地利用を整理したものであり、それを簡略化したものが図 1-1 である。表中の全 108 施設のうち、2020 年 5 月時点でも供用されているのは 29 施設（青少年会館 3 館、共同浴場 4 施設、診療所 5 所、保育所 13 所、障害者会館 4 館）である[5]。供用されていないが、既存の建物が現存しているのは 36 施設であり、そのうち 5 施設は民間所有の福祉施設や集合住宅等に転用されている。それ以外の 31 施設は全て大阪市所有となっている。3 施設が小中学校等の校舎や福祉施設に転用されているが、それ以外の 28 施設は遊休施設となっており、その大部分（23 施設）が 2019 年 7 月 31 日時点の大阪市未利用地活用方針[50]の中で処分検討地[6]とされている。建物も撤去されている 43 施設については、既に民間に売却されたものが 28 施設、大阪市が所有しているものが 15 施設となっている。民間所有のものについては、戸建住宅、民間集合住宅等の住宅用途が 13 施設、福祉施設等が 8 施設、民設民営隣保館が 2 施設、残りの 5 施設は、店舗、事務所、空地等となっている。市所有の 15 施設については、道路・市営住宅・事業予定地等となっているものが 5 施設あるが、それ以外の 10 施設は遊休地となっており、うち 7 施設は処分検討地とされているため、近い将来に民間に売却されることが予想される。

表 1-3　同和対策関連施設の供用状況と廃止後の土地利用状況

地区名	施設名		敷地面積（㎡）	既存の建物の有無	既存施設の供用状況	土地所有		現状の用途						備考
						民有地	市有地	戸建住宅	集合住宅	福祉施設	店舗・事務所	民間駐車場	民間空地	
A地区	人権文化センター	人権文化センター	3,825	×	×	○			○				○	14階建集合住宅
		駐車場	1,047	×		○				○				複合福祉施設
	青少年会館	青少年会館	34,736	○	×		○							小学校、処分検討地、事業予定地
		付設武道館	1,415	○	×		○							処分検討地、継続保有地
	老人福祉センター（市民交流センター）		3,547	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	共同浴場	M第1温泉	396	×	×	○							○	
		M第3温泉	657	○	○	○								
		N第1温泉	707	○	×	○				○				複合福祉施設
		N第2温泉	701	×	×		○							処分検討地
		N第3温泉	830	×	×	○				○				デイケアセンター
		N第5温泉	655	×	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	共同作業場		1,299	×	×	○		○						戸建住宅地（7戸）工事中
	診療所		3,400	×	×		○							地区内移転
	保育所	M保育所	1,606	○	○		○							民間移管
		N第1保育所	3,672	○	○		○							
		N第2保育所	1,411	○	×		○							
		N第4保育所	1,593	×	×	○		○						戸建住宅地（4戸）
		N第5保育所	3,314	○	○		○							
	障害者会館		1,664	×	×	○				○				有料老人ホーム
B地区	人権文化センター		—	△	×	○					○	○		建物の一部を地域団体事務所として活用
	共同作業場		1,832	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	青少年会館（市民交流センター）		2,449	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	老人福祉センター		1,139	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	共同浴場		—	○	×	○								定期借地権付コーポラティブ住宅の1,2階/2020年5月
	診療所		401	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	保育所		2,845	○	○		○							
	障害者会館		1,676	○	○	○								地域組織（社会福祉法人）が運営
C地区	人権文化センター		3,018	×	×	○			○		○	○	○	9階建集合住宅2棟、コンビニ、駐車場
	青少年会館		2,665	○	×		○						○	小中学校校舎
	共同浴場		—	○	×	○								民間アパート1階/2017年5月に廃業
	保育所		1,525	×	×		○							民間移管し移転。跡地は処分検討地
D地区	人権文化センター		1,045	×	×	○			○					14階建集合住宅
	青少年会館	青少年会館	1,995	×	×	○				○				特別養護老人ホーム
		付設プール	1,300	×	×	○						○		民間駐車場
	老人福祉センター		837	×	×	○			○					11階建集合住宅
	共同浴場		741	×	×	○			○					13階建集合住宅
	診療所		511	○	×		○							処分検討地
	保育所		1,772	○	×		○							
E地区	人権文化センター（市民交流センター）		1,411	○	×		○							処分検討地
	青少年会館	青少年会館	3,189	×	×		○							市営住宅建設工事中
		付設体育館		×	×									
		付設プール		○	×		○							処分検討地
		駐車場		×	×		○							市営住宅
	共同浴場		326	×	×		○							認定道路
	診療所		374	○	○		○							地域組織（生活協同組合）が運営
	保育所		3,329	×	×		○							地区内移転
	障害者会館		1,173	○	○	○								地域組織（社会福祉法人）が運営
F地区	人権文化センター（市民交流センター）		1,181	×	×	○		○						戸建住宅地工事中（戸数不明）
	青少年会館		1,383	×	×	○		○						戸建住宅地（14戸）
	老人福祉センター		881	○	×		○							処分検討地
	共同浴場		733	×	×		○							処分検討地
	診療所		411	○	×		○							処分検討地
	保育所		2,097	○	○		○							民間委託
	障害者小規模作業所		129	○	×		○			○				地域組織（NPO法人）が放課後等デイサービスを運営
G地区	人権文化センター（市民交流センター）		2,874	×	×		○							処分検討地
	青少年会館	青少年会館	3,446	○	×		○							処分検討地（体育館のみ暫定利用）
		付設体育館		○	△									
	共同浴場		213	×	×	○				○				民設民営隣保館
	診療所		—	○	○		○							総合福祉センター内
	保育所	保育所	1,693	○	○		○							
		乳児保育所	1,939	○	○		○							
H地区	人権文化センター		2,508	×	×	○		○						戸建住宅地（32戸）
	青少年会館（市民交流センター）		12,410	○	×		○							処分検討地
	老人福祉センター		792	×	×	○		○						戸建住宅地（6区画）工事中
	共同浴場		1,029	×	×	○		○						戸建住宅地（13区画）工事中
	共同作業場		8,383	×	×	○		○						戸建住宅地（92区画）工事中
	診療所		876	○	×	○				○				複合福祉施設
	保育所		244	○	×		○							民間移管し、地区内移転
	障害者会館		1,800	○	○	○								地域組織（社会福祉法人）が運営
I地区	人権文化センター（市民交流センター）		3,970	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	青少年会館	本館	3,669	○	△		○							処分検討地（区が活用検討中）/体育館は暫定利用中
		青年館	1,259	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	老人福祉センター		2,535	○	×		○							処分検討地（区が活用検討中）
	共同浴場		1,027	○	○		○							地域組織（一般社団法人）が運営
	共同作業場		5,996	×	×	○				○				サービス付き高齢者向け住宅
	医療センター		—	○	○	○								地域組織（生活協同組合）が運営
	保育所		3,151	○	○		○							
	障害者会館		3,422	×	×	○				○				児童発達支援センター
J地区	人権文化センター	人権文化センター	3,450	×	×	○								コンビニ、運送会社、3階建事務所ビル
		分館	2,586	×	×	○							○	
	青少年会館（市民交流	青少年会館	6,926	○	×		○							処分検討地
		付設プール	2,675	×	×	○				○				民設民営隣保館
	老人福祉センター		811	○	×		○							処分検討地
	共同浴場	O温泉	620	○	○		○							
		P温泉	1,203	×	×		○							
		Q湯	1,118	×	×		○							処分検討地
	診療所	R診療所	586	○	×		○							処分検討地
		S診療所	500	○	○		○							地域組織（社会福祉法人）が運営
	保育所	T第1保育所	2,996	○	×		○							2019年4月に供用廃止
		T第2保育所	1,361	○	○		○							
		T第5保育所	2,174	○	×		○							2019年4月に供用廃止
		T第6保育所	418	×	×		○							処分検討地
		U保育所	2,661	○	○		○							
		V北保育所	1,500	○	×		○							処分検討地
		北U保育所	3,412	○	○		○							
	障害者会館		1,478	○	○	○								地域組織（社会福祉法人）が運営
K地区	人権文化センター		2,086	×	×	○							○	地域の社会福祉法人が土地取得
	青少年会館（市民交流センター）		5,103	○	×		○							処分検討地
	老人福祉センター		680	×	×	○								サービス付き高齢者向け住宅
	共同浴場		1,153	×	×	○							○	地域組織（社会福祉法人）が土地取得
	診療所		641	○	○		○							
	保育所		4,780	○	○		○							
L地区	人権文化センター（市民交流センター）		1,909	○	×		○							処分検討地
	青少年会館	青少年会館	5,802	○	△		○							処分検討地（団体事務所として暫定利用）
		付設プール	693	×	×		○							事業予定地
	老人福祉センター		1,137	○	×		○							処分検討地
	共同浴場		958	○	○		○							地域組織（一般社団法人）が運営
	保育所		2,149	○	○		○							民間移管

図 1-1　同和対策関連施設の供用状況と廃止施設の跡地利用

1-4-2　地域環境の変化に対する各地区の対応

いくつかの地区では、大阪市により売却された施設用地を地域組織が購入し、そこで地域福祉拠点を創出する動きがみられる。J 地区では、青少年会館付設プール跡地に地域のまちづくり会社が民設民営の隣保館を含む複合施設を建設した。G 地区でも地域の公益財団法人が共同浴場跡地に民設民営の隣保館を含む複合施設を建設している。また、K 地区では地域の社会福祉法人が老人センター跡地にサービス付き高齢者向け住宅を建設した他、人文センターや共同浴場の跡地も施設用地として購入している。表 1-3 にはないが、E,I の両地区においても、地域の社会福祉法人が大阪市から用地を購入し、複合福祉施設を建設する際に、地域交流スペースを併設していることがヒアリング調査から把握されている。他方、H 地区でも複合福祉施設建設用地を購入する計画が持ち上がったが、実現していない[(7)]。

また、A,B,E,I,L の各地区では、行政との協働による新たな動きもみられる。A,E,I の 3 地区では、まとまった未利用地を有効活用するため、区役所が地域の意見を取り入れながら「まちづくりビジョン」[51)52)53)]を策定し、計画的な開発を進めようとしており、L 地区においても 2020 年 4 月から 5 月にかけて、「まちづくり地域ビジョン及び未利用地活用方策等検討業務委託」の事業者をプロポーザル方式で公募し、6 月に事業者が選定されている[(8)]。また、B 地区を含む東淀川区西部地域においても、2016 年に住民組織、企業、区役所で構成される「東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会」が設置され、バリアフリー化、都市施設の有効利用、未利用地売却後のまちづくりの方向性について議論しており、B 地区関係者が同協議会の部会に参加している。

1-5　市民交流センター廃止後の地域拠点と隣保館機能の提供状況

1-5-1　市民交流センターの役割と意義

市民交流センターでは、大阪市コミュニティ振興施設条例に基づき、各種交流講座の開催、交流サロンの設置、市民活動団体への貸室といった「多世代の市民による地域を越えた交流の促進に関する事業」をはじめ、総合生活相談、高齢者ふれあい交流事業といった「施設の趣旨目的[9]に沿った事業」、大阪市による識字推進事業・不登校児童通所事業等、多様な事業が展開されてきた。表 1-4 は、2014 年度に全 10 館で実施された利用者アンケート調査の「施設への満足度」「施設による多世代交流への効果」「施設による地域を越えた交流への効果」という 3 つの質問項目への回答結果を抜粋したものである。表中の数値はそれぞれの質問に対する「そう思う」「少し思う」という回答を合わせたものであるが、全館とも総じて 8 割～9 割と高いことから、周辺地域も含む一定の住民ニーズを満たした施設であったことが窺える。

表 1-4　市民交流センター利用者アンケート結果（一部抜粋）

	A地区	B,C,D地区	E地区	F地区	G地区	H地区	I地区	J地区	K地区	L地区
施設への満足度	94%	94%	95%	96%	97%		91%	92%	94%	96%
多世代交流への効果	81%	82%	89%	91%	91%	79%	88%		89%	91%
地域を越えた交流への効果	78%	81%	85%	88%	89%	80%	85%		88%	89%

1-5-2　各地区における新たな地域拠点の創出

表 1-5 は市民交流センター廃止後の地域拠点とそこで提供されている隣保館機能について整理したものである。市民交流センター廃止後に各地区でどのように地域拠点が創出されているかをみると、大きく以下の 4 タイプに分類できる。

①既存施設活用型

全地区において、部落解放同盟の支部事務所、市営住宅集会所、小中学校、寺院、青少年会館体育館等の既存施設を地域拠点として活用している状況がみられる。

②民設民営施設建設型

G・J 両地区では、民設民営隣保館を設置している一方、H・I の両地区では、民設民営のコミュニティ施設[10]を設置し、地域拠点としている。G・H・I 地区の施設はそれぞれ公益財団法人、社会福祉法人、一般社団法人が建設し、自主運営を行っているが、J 地区では、地域のまちづくり会社が建設した複合施設の 1～2 階部分を一般財団法人が賃借し、隣保館を運営している[11]。

③福祉施設併設型

E・I の両地区では、社会福祉法人[12]が障がい者と高齢者のグループホームを建設する際に、地域交流スペースを設置している。

④市営住宅住戸改修型

E・H の両地区では、地域コミュニティ活性化を目的とした活動を行う団体に市営住宅の空き住戸を提供する大阪市の事業「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」を活用して住戸の改修を行い、それぞれ地域交流スペース、コミュニティカフェを運営している。

1-5-3　各地区における隣保館機能の提供状況

以下では、表 1-5 を基に隣保館機能の各々について廃止後の提供の有無を整理する。

①総合相談

以前は市民交流センター全館で提供されていたが、廃止後は地域に事務所機能を持たないＬ地区以外の全ての地区で提供されている。G,I,J の各地区では隣保館等のコミュニティ施設、それ以外の地区では、部落解放同盟支部や NPO 法人[13]等の地域団体事務所において、事務所に詰めている団体職員が相談業務に当たっている。

②地域交流

「地域交流」については、地域住民が主体的に参加する「(2)教養講座」、地域住民が無料で自由に利用できる「(3)地域交流サロン」、地域住民によるサークル活動等の場所を提供する「(4)住民の活動場所の提供」の 3 つに分けて整理している。以前は全館で提供されていた「(2)教養講座」は、G,J 両地区では民設民営隣保館で定期的に教養講座が開催されているが、それ以外の地区では、小学校で教育委員会が実施する「生涯学習ルーム事業」が機能を代替している。「(3)地域交流サロン」は、以前は全館に設置されていたが、全ての地区で失われている。以前は全館で実施されていた「(4)住民の活動場所の提供」は、A 地区を除き提供されている。民設民営隣保館を持つ G,J 両地区では、ほぼ同機能を維持しているが、それ以外の地区ではコミュニティ施設、市営住宅集会所、青少年会館体育館（暫定利用）等を活用し、いくつかのサークルや団体が活動を継続している。

③地域福祉機能

「(5)子ども食堂」、「(6)学習支援」といった子ども支援活動については、以前はＦ・G・K の各地区のみで実施されていたが、全地区でいずれかの事業が実施されている。民設民営の隣保館やコミュニティ施設が設置されていない地区では部落解放同盟支部、子ども会[14]、NPO 法人等の地域組織が市営住宅の集会所を活用しているケースが多い。「(7)不登校児童支援」については、以前はＡ・Ｅ・G・Ｉ・Ｊの各地区の市民交流センターで大阪市こども青年局による「不登校児童通所事業」のサテライト事業が運営されていたが、いずれも現在は地区外の公共施設で運営されている。唯一 B 地区では、地域の NPO 法人が廃校となった小学校校舎で同様の取り組みを実施している。「(8)高齢者の居場所」については、以前は全館で「コミュニティカフェ」「100 歳体操」等の居場所づくりが行われていたが、Ｆ・K・L 以外の各地区では、民設民営の隣保館、市営住宅集会所等で社会福祉法人、老人会等の地域組織が活動を継続している。以前は全館で運営されていた教育委員会による「(9)識字教室」は各地区の小中学校、福祉施設、民設民営の隣保館等で運営されている。

④人権啓発・広報活動

「(10)人権啓発・広報活動」は、以前は全館で実施されていたが、G・H・Ｊの各地区の民設民営の隣保館やコミュニティ施設において、人権をテーマとした講演会等が随時開催されている。

表 1-5　各地区の地域拠点と隣保館機能の提供状況

地区名	時期	地域拠点	提供主体	隣保館機能									
					地域交流			地域福祉					
		凡例 （既存）・・・既存施設活用型 （民設）・・・民設民営施設建設型 （改修）・・・市営住宅住戸改修型 （併設）・・・福祉施設併設型	凡例（市）・・・大阪市 （支）・・・部落解放同盟支部 （老）・・・老人会 （子）・・・こども会 （町）・・・町会 （市活）・・・市民活動団体 （地活）・・・地域活動協議会 （一社）・・・一般社団法人 （一財）・・・一般財団法人 （公財）・・・公益財団法人 （福）・・・社会福祉法人 （特活）・・・NPO法人 （宗）・・・宗教法人 ※凡例の右に併記した番号は右記の各隣保館機能提供主体であることを示す	(1)総合相談	(2)教養講座	(3)地域交流サロン	(4)住民の活動場所の提供	(5)子ども食堂	(6)学習支援	(7)不登校児童支援	(8)高齢者の居場所づくり	(9)識字教室	(10)人権啓発・広報活動
A地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）							○		○	
	廃止後	A支部事務所（既存）	（支）	●									
		市営住宅集会所（既存）	（支）（地活）					★	★		●		
		小学校（既存）	（市）(2)(9)		●							●	
B,C,D地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）									○	
	廃止後	B支部事務所（既存）	（支）（一社）	●									
		C支部事務所（既存）	（支）（特活）										
		B地区市営住宅集会所（既存）	（老）(4)(8)（支）(5)(6)				●	★	★		●		
		C地区市営住宅集会所（既存）	（支）(4)(8)（子）(5)(6)										
		小学校（既存）	（市）(2)（特活）(5)		●								
		廃校小学校（既存）	（市）(2)（地活）(7)							★			
		中学校（既存）	（市）									●	
		市立共同利用施設（既存）	（市）										
E地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）							○		○	
	廃止後	地域交流スペース（改修）	（福）（支）（一社）(1)(5)（老）(8)	●				★			●		
		福祉施設内の地域交流スペース（併設）	（福）				●					●	
		小学校（既存）	（市）		●								
F地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○		○		○		○
			（市）									○	
	廃止後	NPO法人事務所（既存）	（支）(1)（特活）(6)	●					●				
		市営住宅集会所（既存）	（市活）				●						
		小学校（既存）	（市）(2)(9)		●							●	
G地区	廃止前	市民交流センター	（公財）	○	○	○	○		○		○		○
			（市）							○		○	
	廃止後	民設民営隣保館（民設）	（公財）(1)(2)(4)(5)(6)(8)(10)（市）(9)	●	●			★	●		●	●	●
		市営住宅集会所（既存）	（老）				●						
		青少年会館体育館（既存）	（公財）										
H地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）									○	
	廃止後	H支部事務所（既存）	（支）（一社）	●									
		民設民営コミュニティ施設（民設）	（福）(2)(4)(10) （支）（福）（一社）(5)(6)(8)		●		●	★	★		●		●
		小学校（既存）	（市）										
		コミュニティカフェ（改修）	（町）								●		
		中学校（既存）	（市）									●	
I地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）							○		○	
	廃止後	民設民営コミュニティ施設（民設）	（支）（一社）(1)（一社）(4)(5)(8)（市）(9)	●			●	★			●	●	
		青少年会館体育館・グラウンド（既存）	（一社）										
		小学校（既存）	（市）		●								
		福祉施設内の地域交流スペース（併設）	（福）※2020年5月にオープン										
J地区	廃止前	市民交流センター	（特活）（一財）	○	○	○	○				○		○
			（市）							○		○	
	廃止後	民設民営隣保館（民設）	（一財）(1)(2)(4)(8)(10)（市）(9)	●	●		●	★	★		●	●	●
		市営住宅住戸（既存）	（特活）(5)										
K地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○		○		○		○
			（市）									○	
	廃止後	K支部事務所（既存）	（支）（一社）（特活）	●									
		小学校（既存）	（市）(2)(9)		●							●	
		寺院（既存）	（宗）										
		市営集会施設（文化センター）（既存）	（市）				●						
		市営住宅集会所（既存）	（支）（一社）（特活）					★					
L地区	廃止前	市民交流センター	（一社）	○	○	○	○				○		○
			（市）									○	
	廃止後	市営住宅集会所（既存）	（支）					★					
		中学校（既存）	（市）									●	
		小学校（既存）	（市）		●								
		青少年会館体育館（既存）	（市活）				●						

○：廃止前の提供機能　●：廃止後も継承している機能　★：廃止後に新たに提供されている機能　横縞：廃止後失われた機能

1-5-4　地域拠点のタイプと隣保館機能提供状況の分析

表 1-6 は表 1-5 を基に、地域拠点のタイプ別に①12 地区内の設置数、②それぞれの地域拠点が提供している隣保館機能の数を合計した数、③1 つの地域拠点あたりの隣保館機能提供数（②を①で除して算出）を整理したものである。1 つの地域拠点がどれだけ多様な機能を提供しているかという指標でみると、民設民営施設建設型が他のタイプの地域拠点よりも多様な機能を提供していることは明らかである。このことを念頭に表 1-5 を見直してみると、民設民営施設建設型の地域拠点をもつＧ・Ｈ・Ｉ・Ｊ地区以外の地区では、隣保館機能をいくつかの地域拠点に分散して提供していることが分かる。隣保館設置運営要綱の中の設置目的に「住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンター」として「各種事業を総合的に行う」という文言があるように、隣保館には多様な機能を提供することにより交流を促進するという狙いがあると考えられる。その点で民設民営の隣保館やコミュニティ施設を持つＧ・Ｈ・Ｉ・Ｊ地区では、他の地区よりも隣保館機能がよく代替・継承されているといえる。

表 1-6　地域拠点のタイプ別隣保館機能提供数

地域拠点のタイプ	12地区内の設置数	12地区内の機能提供数	1拠点あたりの機能提供数（平均）
既存施設活用型	32	49	1.5
民設民営施設建設型	4	27	6.8
福祉施設併設型	2	2	1.0
市営住宅住戸改修型	2	4	2.0

1-6　章結

1-6-1　本章のまとめ

本研究を通して明らかとなったことを整理すると以下のようになる。

(1)同和対策関連施設廃止に伴う地域環境の変化

人権文化センター、青少年会館、老人福祉センターの 3 館については、一部の地区で青少年会館の体育館のみが暫定利用されているだけで、それ以外は全て廃止されている。障害者会館は地域の社会福祉法人が施設を買い取り、運営を継続しているケースが多く、その他の共同浴場、診療所、保育所といった同和対策事業の一環で整備されてきた施設は経営難や少子化の影響を受け、半数以上が閉鎖、廃止されている（表 1-3、図 1-1）。廃止施設のうち、すでに民間に売却された旧施設用地の多くが集合住宅・戸建て住宅や老人ホーム等の福祉施設の用途に変わっており、大阪市が依然所有している旧施設用地の多くが「未利用地活用方針」で処分検討地とされているため、今後民間への売却が進められ、地域環境がさらに変化することが予想される。

(2)地域環境の変化と隣保館廃止に対する各地区の対応

このような地域環境の変化に対し、Ｅ・Ｇ・Ｉ・Ｊ・Ｋの各地区では、地域組織が大阪市により売却された土地を購入し、そこで地域福祉拠点を創出する動きがみられる一方で、Ａ・Ｂ・

E・I・L の各地区では、行政との協働により、まとまった未利用地を一体的に活用した開発を進めようという動きもみられる。

市民交流センター廃止後の各地区における地域拠点については、各地区の地域組織が既存施設活用型、民設民営施設建設型、福祉施設併設型、市営住宅住戸改修型の 4 タイプの方法で地域拠点を創出し、そこで隣保館機能の提供を試みている。市民交流センター廃止後の隣保館機能の提供については、各地区の地域組織が新たな地域拠点において、隣保館機能の提供を試みていることが明らかとなった。従前の機能の中には「地域交流サロン」「不登校児童支援」「人権啓発・広報活動」等、ほとんどの地区で失われているものもあるが、「総合相談」「教養講座」「住民の活動場所の提供」「識字教室」等はほとんどの地区で提供されている他、「子ども食堂」「学習支援」等の子ども支援については、多くの地区で新たに提供されるようになっている。一方、機能の分散という意味では、G・H・I・J の各地区では、民設民営の隣保館やコミュニティ施設が多様な隣保館機能を一括して提供できているが、その他の地区ではいくつかの地域拠点に機能が分散しており、その点で G・H・I・J 地区では、他の地区よりも隣保館機能がよく代替・継承されているといえる。

1-6-2　考察

以上の結果から、隣保館をはじめとした同和対策関連施設が提供してきた機能を各地区が自力で提供するという新たなまちづくりの課題として、以下の点が挙げられる。1 つは、G・H・I・J 地区以外の地区では、分散して提供している機能や現状では提供できていない機能を総合的に提供できる地域拠点をいかにして創出するかという点である。この点については、いくつかの地区で地域組織が地区内の土地を購入し、地域福祉拠点を創出しようという動きが見られることからも、G・H・I・J 地区に続く地区が現れる可能性は十分に考えられるが、先述の H 地区の例[15]のように、地域組織の財産状況や不動産業者の入札状況によっては用地取得段階で頓挫することも起こりうるため、A・B・E・I・L 地区のように行政と協働したまちづくりを進めることも一つの方策として考えていく必要がある。

もう 1 つの課題は、G・H・I・J 地区の民設民営の隣保館・コミュニティ施設の運営をいかに継続していくかである。現行制度では、G・H・I・J 地区の民設民営の隣保館・コミュニティ施設は現行制度では隣保館として認められていないため、実施事業や施設の管理運営に対して大阪市からの資金的援助はなく[16]、安定した運営体制の構築が求められる。

次章では、本章の分析から隣保館機能機能の継承に成功しているといえる G・H・I・J の 4 地区のうち、地域組織が自力で民設民営隣保館を設置している G 地区と J 地区を取り上げ、両地区における民設民営隣保館を中心とした地域課題の解決に向けたまちづくりの現状や、民設民営隣保館が果たす役割と運営課題について明らかにする。

補注

(1) 大阪市内 12 地区それぞれに設置されていた人文センター、青少年会館、老人センターが各地区 1 館の

市民交流センターに統合される際、東淀川区内の 3 地区は近接していることを理由に、3 地区で 1 館の市民交流センターとなったため、12 地区で合計 10 館となっている。

(2) 本研究では、人権文化センター、青少年会館、老人福祉センターや、それらが統合された市民交流センターを総称して「隣保館等」とし、それらが担ってきた機能を「隣保館機能」と表記する。

(3) 「市営住宅供給戸数」は、2020 年 5 月 1 日付のデータを大阪市ホームページの市営住宅一覧で確認したものである。「市営住宅に入居する世帯の割合(%)」については、2015 年国勢調査[54]の住宅種類別町丁目集計の「公営・都市再生機構・公社の借家」に入居する一般世帯数を全一般世帯数で除し算出した。ただし、実際には各地区で都市再生機構や公社が供給する住宅はごく少数なため、「市営住宅に入居する世帯の割合」と考えても差し支えないと思われる。地区の範域に関しては、特措法が失効する以前の同和地区の範域内に一部でも含まれていた町丁目をまとめて集計しているため、同和地区以外も含まれている。また、C 地区と D 地区については、部落解放同盟の支部としては、別々の支部であるが、地区の規模が小さく、立地的にも隣接していることから、まとめて表記している。

(4) 部落解放同盟 D 支部が現在は活動を休止していることから、C 支部の関係者に対する調査により両地区の現状を把握した。

(5) 青少年会館については、G,I,L の各地区で体育館等の施設の一部のみが暫定利用されている。障害者会館については、B,E,H,J の各地区の社会福祉法人が施設を買い取り、運営を継続している。

(6) 大阪市ホームページの未利用地活用方針策定基準を見ると、「処分検討地」とする基準について、「①市内部において処分する方針がすでに決定しているもの又は市内部の委員会等において処分することを検討する方針がすでに決定しているもの、②活用見込みがなく当該地の有効活用や税外収入確保に資するため処分を検討することが適当と判断されるもの、③土地の形状又は面積から、活用が困難又は非効率なため処分を検討することが適当と判断されるもの」と記載されている。

(7) 共同浴場跡地が売却される際、地域の社会福祉法人が地域交流スペースを備えた複合福祉施設の建設を目的に入札に参加したが、不動産業者が落札し、現在は 13 区画の戸建住宅地となっている。

(8) L 地区では、2022 年 11 月現在、まちづくりビジョンの策定には至っていない。

(9) 市民交流センターの目的について、条例第 2 条第 2 項に「コミュニティ活動の振興及び市民の福祉の増進を図るとともに、多世代の市民による地域を越えた交流を促進し、もって市民の生きがいや人権が尊重され、心豊かで活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする」とある。

(10) G,J 両地区の民設民営隣保館ほどの役割や機能は有していないが、市民交流センター廃止後の代替施設として民設民営で運営されている H,I 両地区の施設については、「民設民営コミュニティ施設」として隣保館とは区別して表している。

(11) 大阪市においては、1953 年に同和行政の円滑化を目的として市内各地区の住民代表によって設立された「大阪市同和事業促進協議会（市同促)」を通じて同和対策事業が実施されてきた。各地区では、市同促の支部組織である「地区協議会（地区協)」が窓口となり、行政との連絡調整、同和対策関連施設の管理運営、地区住民に対する各種相談といったあらゆる事業を展開してきた。2002 年の特別措置法失効後、市同促が「大阪市人権協会」と改組されたことにより、各地区の地区協も「人権協会」と名称を変更するとともに、社団法人や財団法人といった法人格を取得し、人権文化センターや市民交流センターの

管理運営を担ってきた。このような経緯から、社団法人や財団法人がこれまでのノウハウを生かし、市民交流センター廃止後の代替施設の管理運営を担うケースが多いと考えられる。

(12) 大阪市内の被差別部落では、1990 年代に入り、同和対策事業が縮小されていくなかで、地域の自立に向けた「福祉のまちづくり」の担い手として社会福祉法人が設立されるケースが多かった。F, L 地区以外の 10 地区では、地域で設立した社会福祉法人が高齢者や障がい者を対象とした福祉事業を展開している。

(13) 大阪市内の被差別部落では、2002 年の特別措置法失効後、新たなまちづくり主体として NPO 法人を設立し、子どもや高齢者、障がい者を対象とした事業を展開し、社会福祉法人とともに各地区の地域福祉機能を担うケースが多くみられる。

(14) 大阪市内 12 地区では、部落解放運動の中で「部落解放子ども会」が組織され、隣保館や青少年会館において、仲間づくり、学習会、スポーツ活動、レクリエーションといった活動が館の指導員や学校教員の指導により展開されてきた。しかし、青少年会館の閉館後、各地区の子ども会活動は衰退しており、調査時点で子ども会としての活動を継続しているのは C, E 地区のみとなっている。その他の地区では、子ども食堂をはじめとした活動を通して、子どもの居場所づくりが行われている。

(15) 注釈(7)を参照。

(16) 大阪市に隣保事業開始届を提出し受理されれば、固定資産税が半額免除されるという制度は設けられている。

第２章

隣保館廃止後の被差別部落における民設民営隣保館の役割と課題

―大阪市内 2 地区の事例分析から

第 2 章では、地域組織が自力で民設民営隣保館を設置しているＧ地区とＪ地区を取り上げ、両地区における民設民営隣保館を中心とした地域課題の解決に向けたまちづくりの現状や、民設民営隣保館が果たす役割と運営課題について明らかにする。

2-1　本章の目的
2-2　調査対象地の概要と調査・分析方法
2-2-1　調査対象地の概要
2-2-2　調査・分析方法
2-3　地域課題と民設民営隣保館
2-3-1　Ｇ・Ｊ両地区の地域課題
2-3-2　Ｇ・Ｊ両地区における民設民営隣保館の設立
2-4　地域のまちづくりにおける民設民営隣保館の役割
2-4-1　隣保事業の展開による地域課題への対応
2-4-2　地域課題解決に関わる住民・地域組織・関係機関のハブ機能
2-5　民設民営隣保館の持続可能な運営に向けた課題と取組
2-5-1　運営資金
2-5-2　隣保館運営に関わる人材
2-6　章結
2-6-1　本章のまとめ
2-6-2　考察

第 2 章　隣保館廃止後の被差別部落における民設民営隣保館の役割と課題
—大阪市内 2 地区の事例分析から

2-1　本章の目的

第 1 章で行った分析から、G 地区（住吉区）と J 地区（西成区）では、2016 年 3 月の市民交流センター閉館後、地域組織が独自で民設民営隣保館を設置し、多様な事業を総合的に提供している点で、他地区と比べて隣保館機能の継承に成功していることが明らかとなった。これらの取り組みは、本来は自治体が設置・運営する隣保館を地域組織が公的な補助[(1)]を受けずに自力で設置・運営しているという点で先駆的であり、大阪市内をはじめとした隣保館廃止後の被差別部落における地域組織が主導する地域課題解決に向けた実践の一つのモデルになりうると考えられる。

そのような観点から、本章では、隣保館廃止後の被差別部落において、地域組織が独自で隣保館を設置し隣保事業を展開するという新たな実践の現状や他地域への汎用性の有無を探ることを念頭に、G 地区と J 地区において、民設民営隣保館が果たす役割と運営課題について明らかにすることを目的とする。

2-2　調査対象地の概要と調査・分析方法

2-2-1　調査対象地の概要

本章で対象とする G・J 地区の概要は表 2-1 の通りである。同和対策事業の一環として建設されてきた市営住宅に入居する世帯の割合が両地区ともに大阪市全体(9.1%)より高くなっている。両地区のまちづくりに関わる主な地域主体と役割をまとめたものが表 2-2 である。どちらの地域においても部落解放同盟支部が中心となってまちづくりが展開されてきた経緯があり、その中で設立された社会福祉法人、財団法人、NPO 法人といった非営利団体がまちづくりの担い手となっている。また、J 地区では、株式会社 J が不動産・薬局・福祉用具レンタル等の多様な地域ニーズに対応した収益事業を行い、まちづくりの重要な担い手となっている。

表 2-1　調査対象地の概要[(2)]

地区名	行政区	総人口(人) (2020年)	公営住宅等に入居する世帯の割合(%) (2020)
G地区	住吉区	836	100.0
J地区	西成区	16,272	13.3
大阪市全体		2,752,412	9.1

表 2-2　調査対象地のまちづくりに関わる主な地域組織

地区名	組織・団体名	略称	まちづくりにおける主な役割
G地区	部落解放同盟G支部	G支部	部落解放運動の推進
	公益財団法人G	(公財)G	民設民営隣保館の運営
	社会福祉法人G	(福)G	高齢・障がい福祉の展開
	医療法人G	(医)G	地域医療
	特定非営利活動法人G	(特非)G	高齢者・障がい者の仕事づくり
	G地域連合町会	G町会	住民交流、防犯・防災、環境美化
	G市営住宅連合自治会	G自治会	市営住宅の自主管理
J地区	部落解放同盟J支部	J支部	部落解放運動の推進
	一般財団法人J	(一財)J	民設民営隣保館の運営
	社会福祉法人J	(福)J	高齢・障がい福祉、地域医療の展開
	株式会社J	(株)J	不動産等の地域密着型事業の展開
	特定非営利活動法人J1	(特非)J1	公衆浴場の運営
	特定非営利活動法人J2	(特非)J2	子ども食堂の運営
	一般社団法人J	(一社)J	若者・障がい者・高齢者等の仕事づくり
	Jくらし組合	J組合	公衆浴場入浴料割引等の共済活動
	J地域連合町会	J町会	住民交流、防犯・防災、環境美化
	J市営住宅連合自治会	J自治会	市営住宅の自主管理

2-2-2　調査・分析方法

本章では、まず下記の調査④によりG・J両地区における地域課題を把握し、両地区における隣保館や隣保事業に対するニーズの有無を明らかにする。次に、調査⑤と調査⑥から、両地区の民設民営隣保館が地域で担う役割や運営課題について明らかにした上で、両地区における実践の他地域への応用可能性について考察する。

調査④：G・J両地区の住民構成と地域課題の把握

2016 年に部落解放同盟大阪府連合会が大阪府下の被差別部落を対象に実施した「暮らしのアンケート調査[(3)]」の結果を引用し、G・J両地区における住民構成、住民どうしのつながりの状況、住民が抱える困りごと等について把握した。

調査⑤：G・J両地区における民設民営隣保館の役割

両地区の隣保館運営団体の 2019・2020・2021 年度事業報告書と市民交流センターの 2014 年度事業報告書の比較分析を基に、民設民営隣保館が地域課題の解決を図るまちづくりの中で果たす役割を把握した。

調査⑥：G・J両地区における民設民営隣保館の役割と運営課題の把握

両地区の隣保館運営法人職員であるA氏とB氏に対するインタビュー調査（表 2-3）を通して、調査⑤では把握しきれなかった民設民営隣保館の役割や、運営上の課題について把握した。A氏とB氏はそれぞれ隣保館の正職員・館長でありながら、部落解放同盟G支部・J支部の支部長を兼任しており、隣保事業を含む地域全体の取り組みに精通していると考え

られるため、両氏を対象としてインタビューを行った。

表 2-3　インタビュー調査の概要

地区名	対象者	調査日	インタビュー項目
G地区	隣保館正職員A氏	2019/1/24, 2020/5/13, 2022/7/12	民設民営隣保館のまちづくりにおける役割・設立経緯・運営課題
J地区	隣保館館長B氏	2019/9/26, 2021/5/19, 2022/7/13	民設民営隣保館のまちづくりにおける役割・設立経緯・運営課題

2-3　地域課題と民設民営隣保館

2-3-1　G・J 両地区の地域課題

本節では、2016 年に部落解放同盟大阪府連合会が大阪府下の被差別部落 33 地区を対象に実施した「暮らしのアンケート調査」（以下、アンケート調査）の結果を引用しながら、G・J 両地区における地域課題について述べる。G・J 両地区におけるアンケート調査の概要は表 2-4 の通りである。アンケート調査から把握された両地区の地域課題を表 2-5 に示す。

世帯構成については、両地区ともに高齢単身・高齢夫婦の割合が大阪市全体と比較して高く、単身化・高齢化している。また、G 地区ではひとり親世帯が 5.0%と大阪市全体の 1.6%よりも約 3 倍高くなっている。また、世帯の収入源では両地区ともに「年金・恩給」と「生活保護」を合わせた割合が 6 割をこえており、年間世帯収入が 200 万円未満の世帯については、G 地区 62.4%、J 地区 73.1%と大阪市全体の 25.9%を大きく上回っている。これらのことから、両地区では単身高齢者をはじめとした高齢世帯や低所得世帯の割合が高く、生活困窮世帯や今後生活困窮に陥る可能性がある世帯が多く暮らしていると考えられる。

表 2-4　G・J 両地区における「暮らしのアンケート調査」概要

地区名	調査対象者	調査期間	配布数	回収数 （回収率）
G地区	G地区内市営住宅に入居する全世帯主	2016/11/7～2016/12/9	467票	338票 (72.4%)
J地区	部落解放同盟J支部支部員の全世帯主	2016/10/1～2016/12/26	450票	250票 (55.6%)

表 2-5　G・J 両地区の地域課題のまとめ(4)

	G地区	J地区
世帯構成の偏り	・高齢化・単身化が進行。 ・ひとり親世帯が多い。 【60歳以上の単身世帯36.2%(大阪市：18.0%)、高齢夫婦世帯16.0%(大阪市：8.0%)、ひとり親世帯の5.0%(大阪市：1.6%)】	・高齢化・単身化が進行。 【60歳以上の単身世帯53.0%(大阪市：18.0%)、高齢夫婦世帯11.3%(大阪市：8.0%)】
生活困窮世帯の集中	・低所得世帯の割合が高い。 【100万円未満28.5%(大阪市：8.2%)、100～200万円未満33.9%(大阪市：17.7%)】 【「給与」22.8%、「事業収入」3.3%、「年金・恩給」49.7%、「家族の援助」1.8%、「生活保護」11.8%、「その他・無回答」10.7%】	・低所得世帯の割合が高い。 【100万円未満39.3%(大阪市：8.2%)、100～200万円未満33.8%(大阪市：17.7%)】 【「給与」22.0%、「事業収入」2.0%、「年金・恩給」49.6%、「家族の援助」4.4%、「生活保護」16.0%、「その他・無回答」6.0%】
多様な悩みや不安を抱えた住民の存在 （複数回答）	・74.2%の世帯に何らかの生活上の悩みや不安がある。 【「健康のこと」44.7%、「生活（経済的な）のこと」43.2%、「老後のこと」36.4%、「介護のこと」20.4%】	・71.6%の世帯が何らかの生活上の悩みや不安がある。 【「生活（経済的な）のこと」39.6%、「老後のこと」39.2%、「健康のこと」38.4%、「介護のこと」21.2%】
近所づきあいの希薄さ	・浅いつきあいしか持たない住民が多い。 【「顔を合わせた時にあいさつする程度」48.9%、「立ち話や世間話・情報交換する程度」32.4%、「困りごとを相談し合える程度」9.6%、「近所づきあいはしていない」5.1%、「近所づきあいに関心はない」3.9%】	・浅いつきあいしか持たない住民が多い。 【「顔を合わせた時にあいさつする程度」47.9%、「立ち話や世間話・情報交換する程度」38.3%、「困りごとを相談し合える程度」10.8%、「近所づきあいはしていない」2.5%、「近所づきあいに関心はない」0.4%】

生活上の悩みや不安（複数回答）については、両地区ともに約 4 割が「健康のこと」、「生活（経済的な）のこと」、「老後のこと」、約 2 割が「介護のこと」について悩みや不安を抱えており、上述したように単身高齢者をはじめとした低所得世帯が多いことを反映した結果といえる。また、「特に不安や悩みはない」と「無回答」を除いた G 地区の 74.2%、J 地区の 71.6%は何らかの不安や困りごとを抱えていると考えられる。

近所づきあいの程度については、両地区ともに「困りごとを相談し合える程度」の深いつきあいは 1 割程度にとどまり、「顔を合わせた時にあいさつする程度」の浅いつきあいが半数近くを占めていることから、希薄な近所付き合いしか持たない住民が多い状況がうかがえる。

以上のことから、G・J 両地区では、生活課題を抱えた世帯が多く暮らしているが、近所付き合いが希薄であるため、住民同士の人間関係だけで困りごとを解決できるケースは少なく、隣保館が地域で果たすべき役割が大きいことがうかがえる。

2-3-2　G・J 両地区における民設民営隣保館の設立

(1) 隣保館 G

G 地区では、2016 年 3 月末での市民交流センターの廃止決定を受け、関係団体で協議し、68 団体と 200 名の個人から集まった寄付と公益財団法人 J の財源により、共同浴場の跡地に 3 階建ての民設民営隣保館「隣保館 G」を建設した。

1 階には公益財団法人 G、部落解放同盟 G 支部、G 市営住宅連合自治会、G 地区連合町会といった地域団体の事務所に加え、社会福祉法人 G が受託している地域包括支援センターの事務所が入るほか、キッチン付きの近隣交流スペース、相談室、作業室等も備えている。2 階には医療法人 G が運営する訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所が入り、3 階には大小の貸し会議室や図書・資料室がある。

(2) 隣保館 J

J 地区では、2016 年 3 月末での市民交流センターの廃止決定を受け、関係団体で協議し、民間の不動産業者が所有していた青少年会館付設プールの跡地を株式会社 J が購入し、6 階建ての複合施設を建設した。1～2 階部分は一般財団法人 J が賃借し、民設民営隣保館「隣保館 J」を運営している。1 階には一般財団法人 J、一般社団法人 J、部落解放同盟 J 支部、J くらし組合の事務所に加え、コミュニティカフェ、貸し会議室もある。2 階には相談室や貸し会議室のほか、株式会社 J の事務所や一般財団法人 J から委託を受けた地区外の団体が運営する保育園が入っている。3 階では地区外の団体がインターナショナル保育園を運営しており、4～6 階では、社会福祉法人 J がサポート付き高齢者住宅を運営している。

表 2-6　G・J 両地区の民設民営隣保館と（旧）市民交流センターの概要

	施設名称	設立時期	建物階数	隣保館占有部分	隣保館占有部分延床面積（㎡）	所有形態	職員体制（人）	管理運営費（万円）
現施設	隣保館G	2016/4	3	1・3階	687	自己所有	施設長(1), 常勤(2), 非常勤(7)	3,666
	隣保館J	2016/1	6	1・2階	718	賃貸	施設長(1), 常勤(8)	9,164
旧施設	(旧)G地区市民交流センター	2010/4	6	1～6 階	3,550	大阪市(指定管理)	施設長(1), 常勤(2), 非常勤(9)	3,358
	(旧)J地区市民交流センター	2010/4	3	1～3 階	2,922	大阪市(指定管理)	施設長(1), 常勤(2), 非常勤(4)	3,878

※職員体制は隣保館G・Jは2021年度末、両市民交流センターは2014年度末の状況。
管理運営費は隣保館G・Jは2020年度、両市民交流センターは2014年度の決算書における経常費用の状況。

2-4　地域のまちづくりにおける民設民営隣保館の役割

2-4-1　隣保事業の展開による地域課題への対応

表 2-7 は、隣保館運営要綱で定められている(1)～(6)の基本事業を基に、隣保館 G、隣保館 J、G・J 両地区の（旧）市民交流センターにおける事業実施状況を分類したものである。まず、4 館いずれにおいても、(5)周辺地域巡回事業を除く 5 つの基本事業が展開されており、(1)社会調査及び研究事業、(2)相談事業、(3)啓発・広報活動事業については、G・J 両地区の（旧）市民交流センターで実施されていた事業が隣保館 G・J に引き継がれていることが分かる。(4)地域交流事業では、大阪市が両地区の（旧）市民交流センターを利用して実施していた不登校児童通所事業は隣保館 G・J では廃止されている一方で、居場所事業に関しては、高齢者中心の（旧）市民交流センターに対し、隣保館 G・J では子どもを含むより多世代を対象に居場所を提供している。(6)地域福祉事業については、J 地区の（旧）市民交流センターで大阪市が実施していた就労相談事業は隣保館 J では実施されていないが、

同じく大阪市の事業である識字・日本語教室は隣保館 G・J に引き継がれている。さらに、隣保館 G・J では、それぞれの地域課題に対応して新たな地域福祉事業が展開されている。

表 2-7　隣保館 G・J と両地区の（旧）市民交流センターの実施事業比較

隣保事業 （基本6事業）	隣保館G	隣保館J	G地区市民交流センター	J地区市民交流センター
(1)社会調査及び研究事業	・人権に関する講座等の開催	・人権に関する講座等の開催	・人権に関する講座等の開催	・人権に関する講座等の開催
(2)相談事業	・総合相談	・総合相談	・総合相談	・総合相談
(3)啓発・広報活動事業	・地域視察の受け入れ ・講師派遣 ・広報誌等の発行 ・ウェブサイトの運営	・地域視察の受け入れ ・講師派遣 ・広報誌等の発行 ・ウェブサイトの運営	・地域視察の受け入れ ・講師派遣 ・広報誌等の発行 ・ウェブサイトの運営	・地域視察の受け入れ ・講師派遣 ・広報誌等の発行 ・ウェブサイトの運営
(4)地域交流事業	・高齢者の居場所事業 ・**若年層の居場所事業** ・子どもの学習支援 ・**子ども食堂** ・生涯学習事業 ・図書事業 ・貸室事業	・高齢者の居場所事業 ・**子どもの居場所事業** ・**多世代の居場所事業** ・生涯学習事業 ・貸室事業	・高齢者の居場所事業 ・子どもの学習支援 ・生涯学習事業 ・図書事業 ・貸室事業 ・~~不登校児童通所事業（大阪市）~~	・高齢者の居場所事業 ・生涯学習事業 ・貸室事業 ・~~不登校児童通所事業（大阪市）~~
(5)周辺地域巡回事業				
(6)地域福祉事業	・**就労支援** ・**地域課題解決にかかわる人材育成事業** ・識字・日本語教室（大阪市）	・**就労支援** ・**生活困窮者への物品支援** ・**居住支援事業** ・識字・日本語教室（大阪市）	・識字・日本語教室（大阪市）	・識字・日本語教室（大阪市） ・~~就労相談事業（大阪市）~~

※太字は民設民営隣保館において新たに開始された事業。
取り消し線が引かれているものは市民交流センターでは実施されていたが、民設民営隣保館では実施されていない事業。

表 2-8 は、隣保館 G・J で実施されている各事業について、（旧）市民交流センターからの事業継続、実施・連携主体、事業概要を整理したものである。隣保館 G では、就労支援と地域課題解決にかかわる人材育成事業が新たに展開されている。前者は、社会福祉法人 G やハローワーク（公共職業安定所）と連携し、就労先の斡旋や同行支援を行うものである。後者は民間助成金を活用し 2017 年に開始された事業であり、住民自身が地域課題を共有し、解決に向けて主体的に活動するリーダーやグループの育成を目的として、定期的な「地域喫茶」の開催、学習会の実施、電球交換や網戸張替え等の「お悩み解決アクション」の実行に取り組んでいる。

一方、隣保館 J においても、就労支援、生活困窮者への物品支援、居住支援といった新規事業が展開されている。就労支援に関しては、B 氏によると、引きこもりや障がい等、様々な理由により就労が困難な若者に隣保館 J で働く機会を提供し、正規職員に育成するといった取り組みが行われているという。また、生活困窮者への物品支援は相談・支援機関、教育機関等から紹介された生活困窮者を対象に、フードバンク等から寄付を受けた食料品、生活用品、学用品等を一定期間無償で提供すると同時に、自立に向けた就労支援等を行う事業である。もともと月 2 回の開催だったが、コロナ禍による利用者の増加を受け、2021 年 2 月からは毎週開催されている。居住支援は、住宅セーフティネット法[(5)]に基づいた大阪府指定の居住支援法人である一般財団法人 J が行う事業である。住宅確保に配慮を要する単身

高齢者・障がい者・外国人・刑余者等を対象に、住まい探しや各種手続きのサポート等の入居支援に加え、入居後の生活支援や自立に向けた就労支援を行っている。また、2020 年からは、地域内で不動産事業を展開する株式会社Ｊと連携し、自立に向けて支援が必要な若者向けの支援付きシェアハウスの運営も開始している。

以上のように、隣保館Ｇ・Ｊでは、大阪市が（旧）市民交流センターで実施していた一部の事業は廃止されているが、大部分の事業を引き継ぎ、新たな地域の課題やニーズに対応した事業にも取り組んでいることが分かる。このことに関しては、「必要と感じた事業を迅速かつ柔軟に開始することができる。」という民設民営であることの利点が両地区のインタビュー調査においても聞かれた。また、上述したように、隣保館Ｊでは就労困難な若者を隣保館職員として育成している一方、隣保館Ｇでは地域課題の解決に取り組む人材の発掘・育成を目的とした新規事業が展開されている。このことから、隣保館Ｇと隣保館Ｊでは、隣保事業の展開を通して地域課題に対応すると同時に、事業展開を通して地域課題に取り組む人材を育成する役割を担っていることがうかがえる。

2-4-2　地域課題解決に関わる住民・地域組織・関係機関のハブ機能

表 2-8 からは、いずれの隣保館においても、基本的には隣保館運営法人が主体となりながら、様々な組織・機関と連携して様々な事業を展開していることが分かる。2-3-2 で述べたように、Ｇ・Ｊ両地区ではまちづくりに関わる地域組織や関係機関の事務所機能が隣保館Ｇ・Ｊに集約されており、このことについては、Ａ氏・Ｂ氏ともに連携強化や業務効率の向上といったメリットを認識している。

例えば、隣保館Ｇでは、総合相談の一環として、公益財団法人Ｇが中心となり、教育・福祉・就労のテーマごとに定期的に個別ケースに対する検討会議が開催され、地域団体だけでなく、区役所・教育委員会・地域包括支援センター・ハローワーク等の公的機関も会議に参加している。Ａ氏によると、事務所の集約化や個別ケース検討会議の開催により、地域組織や関係機関の連携が強化され、相談機能の充実につながっているという。

Ｊ地区においても、生活困窮者への物品支援や居住支援では、対象者の発見から支援の過程において、様々な機関・団体と連携しながら事業を実施している。また、多世代の居場所づくりを目的として隣保館Ｇの１階に設置されているコミュニティカフェは、一般財団法人Ｊが社会福祉法人Ｊと連携して運営しており、障がい者の就労訓練の場にもなっている。

このように、隣保館Ｇ・Ｊでは、様々な地域組織が事務所を共有しながら、多くの機関との協働により事業を実施し、多様な住民に居場所や社会参加の機会を提供していることから、地域課題解決に関わる住民・地域組織・関係機関のハブ機能を有しているといえる。

表 2-8　隣保館Ｇ・Ｊの事業概要

施設名	事業名	事業継続		実施主体	連携主体	事業概要
		継続	新規			
隣保館G	総合相談	○		(公財)G	(福)G, (医)G, (区), (包括), (市教委), (小), (職安), (保), (中)、(児相)	すべての住民を対象に福祉健康、住宅環境、教育、就労、人権、法律等、生活上のあらゆる悩みや困りごとの解決に向けた相談支援を実施。 福祉・教育・就労の分野ごとに定期的に関係機関とケース会議を開催。 【相談実績：951件(2014)、716件(2019)、593件(2020)、575件(2021）】
	高齢者の居場所づくり	○		(公財)G		市民交流センターでは、高齢者の居場所として麻雀やカラオケができるスペースが開放されていたが、隣保館Gでは、麻雀サークルに対して貸室の優先確保や道具の無料預かり等を通して活動を支援。 【延べ参加者：17,879人(2014)、1,367人(2019)、1,016人(2020)、759人(2021）】
	若年層の居場所づくり		○	(公財)G		高校生・大学生等からなる青年サークルの活動を支援。 【延べ参加者：103人(2019)、35人(2020)、77人(2021）】
	子どもの学習支援	○		(公財)G	(福)G, (小), (中)	小中高生を対象に週2回の学習支援を実施。 【延べ参加者：507人(2014)、467人(2019)、858人(2020)、558人(2021）】
	子ども食堂		○	(公財)G	(福)G, (区), (社協),(小), (中),(FB)	小中学生を対象に子どもとボランティアで調理し、食事するという取り組みを月2回実施。 【延べ参加者：510人(2019)、198人(2020)、172人(2021)】 新型コロナ対策による小中学校の休校期間と夏休み期間に社会福祉法人Gとの連携し、子どもへの昼食支援を実施。 【延べ1,126食配布(2020)】
	就労支援		○	(公財)G	(福)G, (特非)G, (職安)	総合相談や就労支援ケース会議と連携し、ハローワークへの同行支援や地域団体における就労斡旋を実施。
	識字・日本語教室	○		(市教委)	(公財)G	日本人高齢者や様々な国籍の在日外国人を対象に日本語学習の機会を提供。 【延べ参加者：1,072人(2014)、1,010人(2019)、610人(2020)、503人(2021)】
	生涯学習	○		(公財)G		子どもから高齢者を対象に生涯学習の機会を提供。 【講座数/延べ参加者：17講座/1,127人(2014)、32講座/3,128人(2019)、15講座/1,591人(2020)、16講座/1,202人(2021)】
	図書事業	○		(公財)G		ボランティアによる図書室の開室と図書の貸出。 【延べ利用者：751人(2014)、431人(2019)、360人(2020)、375人(2021)】
	貸室事業	○		(公財)G		地域で活動する団体・サークルに活動場所を提供。 【登録団体数/延べ利用者:113団体/54,636人(2014)、173団体/15,594人(2019)、203団体/9,985人(2020)、212団体/8,632人(2021)】
	人権啓発・調査研究	○		(公財)G	(福)G, (医)G, G支部, G自治会	人権をテーマとした連続講座・部落史研究会の開催、地域視察の受け入れ、人権研修等への講師派遣、広報誌の発行。 【講座・研究会実施回数/延べ参加者：1回/81人(2014)、6回/184人(2019)、4回/52人(2020)、6回/233人】 【視察受入団体数/延べ参加者：不明/不明(2014)、14団体/467人(2019)、2団体/110人(2020)、7団体/153人(2021)】 【講師派遣先団体数/延べ研修参加者：不明/不明(2014)、25団体/2,063人(2019)、15団体/1,825人(2020)、16団体/3,120人(2021)】
	地域課題解決にかかわる人材育成事業		○	(公財)G	(福)G, (医)G, G自治会 , G町会	ワークショップや勉強会を通して多世代住民同士が地域課題を共有し、課題解決に向けたアクションを実行。 【企画実施回数/延べ参加者：25回/453人(2019)、29回/595人(2020)、25回/不明(2021)】
隣保館J	総合相談	○		(一財)J	(福)J, (株)J, (特非)J2, (一社)J, J支部, J町会,(区), J自治会, (社協), (包括),	すべての住民を対象に福祉健康、住宅環境、教育、就労、人権、法律等、生活上のあらゆる悩みや困りごとの解決に向けた相談支援を実施。 【相談実績：47件(2014)、663件(2019)、1252件(2020)、1769件(2021)】
	高齢者の居場所づくり(1)	○		(一財)J		卓球・麻雀等の自主サークル活動の運営支援や各種講座の開催により、高齢者等に居場所を提供。（会費制） 【延べ参加者：9,585人(2014)、5,442人(2019)、3,043人(2020)、1,141人(2021)】
	高齢者の居場所づくり(2)		○	(地活)	(一財)J	高齢者の孤立防止を目的とした「みんな食堂」を月1回開催。 【延べ参加者：199人(2019)、0人(2020)、人数不明(2021)】※2020年度と2021年4月～11月は中止。
	子どもの居場所づくり		○	(一財)J	(小), (中), (地活)	小学生～高校生を対象として、近隣の小中学校と連携し、自主学習・昼食づくり・文化体験・人権学習等の機会を提供。 【延べ参加者：582人(2019)、1,441人(2020)、1,466人(2021)】
	多世代の居場所づくり		○	(一財)J	(福)J	社会福祉法人Jと連携し、誰もが利用できるコミュニティカフェを運営。 【延べ利用者：5,442人(2019)、3,043人(2020)】
	就労支援		○	(一財)J	(一社)J, (福)J, (株)J, J自治会	関係機関や地域団体と連携し、若者、子育て世代、障がい者、高齢者などに本人に合った就労の機会を提供。
	識字・日本語教室	○		(市教委)	(一財)J	日本人高齢者や様々な国籍の在日外国人を対象に日本語学習の機会を提供。 【延べ参加者：2,157人(2014)、1,553人(2019)、448人(2020)、27人(2021)】
	生涯学習	○		(一財)J		子どもから高齢者までを対象に生涯学習の機会を提供。 【講座数/延べ参加者：5講座/213人(2014)、10講座/773人(2019)、2講座/200人(2020)、4講座/97人(2021)】
	貸室事業	○		(一財)J		地域で活動する団体・サークルに活動場所を提供。 【利用件数：2,696件(2014)、214件(2019)、281件(2020)、240件(2021)】
	人権啓発・調査研究	○		(一財)J	(福)J	人権研修の開催、地域視察の受け入れ、人権研修等への講師派遣、広報誌の発行。 【研修実施回数/延べ参加者：不明/不明(2014)、6回/240人(2019)、4回/120人(2020)、5回/136人(2021)】 【視察受入・講師派遣先団体数/延べ参加者：不明/不明(2014)、27団体/940人(2019)、15団体/770人(2020)、16団体/780人(2021)】
	生活困窮者への物品支援		○	(一財)J	(福)J, (包括), (社協), (区), (FB)	フードバンク等と連携し、食料品・生活用品・学用品等の物品を必要としている人を対象に、一定期間（原則6か月）無償で物品を提供。 【登録者/延べ利用者：48人/247人(2019)、48人/339人(2020)、133人/1,326人(2021)】
	居住支援		○	(一財)J	(福)J, (株)J, (特非)J2, (一社)J, J支部, J町会, J自治会, J組合, (社協), (包括), (区), (小), (中)	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保に配慮を要する人の入居支援及び入居後の生活支援や自立に向けた就労支援を実施。 【相談者数（実数）：63人(2019)、41人(2020)、118人(2021)】

【凡例】※G・J両地区内の団体・組織については表2-2を参照。

(区):区役所、(保):保育所、(小):小学校、(中):中学校、(市教委):大阪市教育委員会、(職安):ハローワーク、(社協)社会福祉協議会、(包括):地域包括支援センター、(地活):地域活動協議会、(児相):こども相談センター、(FB):フードバンク

2-5　民設民営隣保館の持続可能な運営に向けた課題と取組

2-5-1　運営資金

隣保館の管理運営費については、表 2-6 に示したように、隣保館 G･J ともに各地区の(旧)市民交流センターを上回っているが、行政からの運営費補助はなく、独自に財源を確保している。2020 年度の実績では、隣保館 G における経常収益は、資産運用益（37.1%）、家賃・貸室利用料等の事業収益（38.1%）、公的補助金や民間助成金（15.0%）、寄付金（6.1%）、その他（3.8%）となっており、資産運用益が 4 割弱を占めている。一方、隣保館 J では、資産運用益（11.2%）、貸室利用料等の事業収益（24.8%）、公的補助金や民間助成金（63.0%）、その他（1.0%）と、補助金・助成金が 6 割以上を占めている。補助金・助成金の内訳では、隣保館 J の 2 階で一般財団法人 J が運営している保育園に対する運営補助金が多くを占めているが、居住支援等の一部の事業に対する公的補助金や民間助成金も受給している。

収支に関しては、隣保館 J の運営法人である一般財団法人 J は、隣保館開設以来、毎年 1,000～2,000 万円台の赤字収支となっており、不安定な財務状況が続いている。一方、隣保館 G の運営法人である公益財団法人 G は、隣保館の開設以来、毎年 500 万円の赤字収支であったが、2021 年度決算で初めて黒字収支となった。しかし、A 氏の話では黒字となった要因は資産運用益の増加が大きく、運用益は株価等の変動により増減することを考慮すると、依然として不安定な状態という。

このような状況に対して、公益財団法人 G では財務安定化に向けたいくつかの取り組みを行っている。一つは民間助成金の獲得に向けたプロジェクトであり、助成金情報の収集や、積極的な助成金申請を行っており、2021 年度は 6 つの助成金を獲得した。しかし、A 氏によると助成金事業は事務処理にかかる負担も大きく、今後さらに助成金事業を増やすことは難しいという。もう一つは、民設民営隣保館に対する公的な運営補助の実現に向けた取り組みであり、厚生労働省の重層的支援体制整備事業[(6)]の活用方策の検討等、国や大阪市に対する要請を行っている。また、資産運用に関する検討会議も開かれており、資産運用益の増大を図っている。

一方、隣保館 J では、館長である B 氏が当該地域の地域活動協議会[(7)]（以下、地活協）や J 地域連合町会の会長を兼任しており、高齢者や子どもの居場所づくり等の一部の既存事業を地活協事業として位置付けて実施することや、サークル活動への参加を会費制にすること等により、事業費の確保・削減を図っている。

2-5-2　隣保館運営に関わる人材

隣保館の職員体制については、隣保館 G と隣保館 J では大きな違いがある（表 2-6）。まず、正規職員数であるが、隣保館 G は館長 1 名、常勤職員 2 名、非常勤職員 7 名の 10 名体制であるのに対し、隣保館 J は館長 1 名、常勤職員 8 名の 9 名体制となっている。隣保館 J では、先述したように就労支援や人材育成の観点から、地域の若者を隣保館の常勤職員として積極的に登用しているため、常勤職員数が多くなっている。一方、隣保館 G では、事業数

の増加に伴い、常勤職員の負担が大きくなっており、以前社会福祉法人Gから隣保館運営にかかる人的支援が得られないか協議が行われたが、実現には至っていない。

次に、職員の所属については、隣保館Gでは10名の全職員が公益財団法人Gであるが、隣保館Jでは館長と常勤職員3名が一般財団法人J、残りの常勤職員5名が株式会社Jの所属になっている。隣保館Jでは、一般財団法人Jと株式会社Jの事業に垣根がなく、隣保館で実施している多様な事業を両法人の職員が兼務することにより、職員不足を解消しつつ、隣保館運営にかかる人件費の削減を図っている。

2-6　章結

2-6-1　本章のまとめ

本章の2-3では、部落解放同盟大阪府連合会による「暮らしのアンケート調査」の結果を引用し、G・J 両地区には単身高齢者や生活困窮者等の生活課題を抱えた世帯が多く暮らしているが、住民同士のつながりが希薄であるため、住民同士の人間関係だけで困りごとを解決できるケースは少ないであろうことを確認した。このことから、地域住民の困りごとを一体的に受け止め、必要に応じて支援機関や居場所事業等の地域で展開されている様々な取り組みにつなぐための拠点として隣保館が依然として必要とされていることが示唆された。

次に2-4の分析を通して、隣保館Gと隣保館Jでは、G・J両地区の（旧）市民交流センターで実施されていた事業のうち、一部の大阪市による事業を除き、大部分の事業が引き継がれているとともに、新たな地域の課題やニーズに対応し、多様な事業が新たに立ち上げられていることが明らかとなった。また、両隣保館ともに事業展開を通して地域課題の解決にかかわる人材の育成にも取り組んでいる。民設民営隣保館であることの利点としては、迅速かつ柔軟な事業の立ち上げ・展開が可能となっていることや、複数の地域組織・関係機関の事務所機能が集約されていることによる連携強化があることが分かった。これらのことから、G・J 両地区の民設民営隣保館は、両地区において、地域課題解決にかかわる住民・地域組織・関係機関のハブ拠点としての役割を担っていることが示唆された。

2-5の分析では、隣保館の持続可能な運営に向けて、運営資金や職員体制の面で課題があり、それぞれの隣保館において異なるアプローチで運営の安定化を図っていることが明らかとなった。隣保館Gでは民間助成金の積極的な獲得、隣保事業に対する公的援助の実現に向けた要請等で運営資金の増大を図る一方、隣保館Jでは、保育園運営や居住支援事業等に対する国からの補助金や民間助成金の受給に加え、一部の居場所事業の地活協事業への適用・会費制への移行や、2法人の常勤職員が隣保事業を兼務することにより事業費・人件費の削減や職員不足の解消を図っている。このように、隣保館G・Jでは、それぞれが持続可能な運営体制の構築に向けた創意工夫を行っているものの、両隣保館運営法人の財務状況を見ると、いずれも安定的な運営にまでは至っておらず、何らかの公的な支援が必要であることがうかがえる。

近年の地域課題の複雑化・複合化を背景として、2021 年の社会福祉法の改正により創設

された重層的支援体制整備事業（以下、同事業）では、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、という 3 つの支援を多機関連携により一体的に実施することで課題解決を目指している。これらの事業内容はまさしく隣保館 G・J が取り組んできたものであり、隣保館 G でも検討されている通り、同事業の活用により現在隣保館 G・J で実施している総合相談、居場所づくりといった事業に対する公的な支援が可能になる可能性がある。しかし、同事業は自治体の任意事業であり、2022 年 7 月現在大阪市では未実施であるため、公的な支援は実現していない。

2-6-2　考察

最後に、本章の知見を基に、G・J 両地区において地域組織が独自に民設民営隣保館を設置・運営することにより、地域課題の解決を図るという実践の応用可能性について考察する。まず、隣保館 G・J ともに開設から 6 年以上が経過しており、運営資金や職員体制の面で課題を抱えながらも、様々な創意工夫により存続し、柔軟な事業展開により多様な地域課題に立ち向かい続けていることは評価に値する。この背景には G・J 両地区における長年のまちづくりの中で培われた人材・組織・資産・地域ネットワーク等の地域資源があると考えられ、部落解放運動を契機として始まったまちづくりの一つの成果といえる。しかし、G・J 両地区における実践が、大阪市をはじめとした隣保館廃止後の被差別部落のモデルになりうるかという点については、隣保館 G において資産運用益が隣保館運営費の多くを賄っていることや、地域によって組織の保有資産に多寡があることを考慮すると、現時点では他地域への応用可能性は低いと考えられる。今後、隣保館 G・J が持続可能な運営体制を構築し、汎用性をもったモデルとなるには、先述の重層的支援体制整備事業の活用も含めた何らかの公的支援が必要と考える。

同事業に関しては、2021 年 3 月 31 日の厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について」[55]では、「法人が所在する市町村が重層的支援体制整備事業を行う場合、法人においては、その専門性やノウハウ等を活かしつつ、（中略）当該市町村から同事業の委託を積極的に受けられたいこと。」と記されている。大阪市内の被差別部落では、地域福祉の担い手として社会福祉法人を設立してきた経緯があり、各地区の法人が同事業の委託を受けることができれば、隣保事業への公的な財政的支援が可能となり、G・J 両地区における実践の他地区への波及効果も期待される。

次章では、第 1 章の分析から隣保館機能の継承に成功しているといえる G・H・I・J の 4 地区のうち、多様な方法で複数の地域拠点を創出することにより隣保事業を展開している H 地区（以下、浅香地区と称す）を取り上げて事例分析を行う。

補注

(1) 現行制度では自治体直営の隣保館でなければ、地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金や地方改善施

設整備費補助金といった隣保館の運営や施設整備に対する国の補助金を受けることができないが、G・J両地区の民設民営隣保館で実施している一部の事業では、国や自治体からの補助金が活用されている。

(2) 総人口は2020年国勢調査[56]の数字である。「公営住宅等に入居する世帯の割合」は、J地区については同調査の住宅種類別町丁目集計の「公営・都市再生機構・公社の借家」に入居する一般世帯数を全一般世帯数で除し算出した。G地区については、2002年の特別措置法失効以前に同和地区として指定されていた範域内にある住宅は市営住宅のみであるため、100.0%としている。

(3) 大阪府下の被差別部落を対象に2016年10月から2017年1月末にかけて実施され、5,062世帯（大阪市内2,000世帯）から回答が得られた大規模な生活実態調査である。本研究では、参考文献リストにあるG・J両地区の調査報告書の結果を引用しており、再集計等は行っていない。なお、両報告書は一般公開されておらず、筆者が部落解放同盟大阪府連合会を通して入手したものであり、部落解放同盟G支部及びJ支部から当論文への掲載の許可を得たものである。

(4) 表中の大阪市の数値は、2015年国勢調査の結果を基に算出した。

(5) 正式名称を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」といい、高齢者や障がい者等の住宅確保に配慮を要する人に住宅を供給するための支援方針を定めている。2017年の法改正により創設された居住支援法人制度は、都道府県が指定した居住支援法人に対し国が支援措置を行い、家賃債務保証、情報提供・相談支援、入居後の見守り等の生活支援を行うというものである。

(6) 厚生労働省の「地域共生社会のポータルサイト」[57]によると、2021年4月の社会福祉法の改正により創設された事業であり、市町村における既存の相談支援等の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。事業実施は市町村の任意であり、実施市町村には国から交付金が交付される。

(7) 大阪市のホームページ[58]によると、地域活動協議会は、大阪市内の小学校区を単位として地域団体やNPO、企業等、地域のまちづくりに関わる様々な団体が集まり、地域課題の解決やまちづくりに取り組む仕組みとして2011年に創設され、2021年10月1日現在325地域で設立されている。

第３章

隣保館廃止後の被差別部落における多様な地域拠点の創出と隣保事業の展開

―大阪市浅香地区の事例分析から

第 3 章では、浅香地区を対象として、参与観察を基に地域拠点の創出過程やそこで展開されている隣保事業について整理した上で、地区住民を対象としたアンケート調査の結果を基に地域課題や地域におけるつながりの状況を明らかにすることにより、隣保事業による地域課題の解決への影響を分析し、隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題について考察する。

3-1　本章の目的
3-2　調査対象地の概要と調査方法
3-2-1　調査方法
3-2-2　浅香地区におけるまちづくりの歴史
3-2-3　浅香地区の現況
3-3　新たな地域拠点の創出と隣保事業の展開
3-3-1　ふれあいカフェ コスモス
3-3-2　浅香会館別館「ゆいま～るの家」
3-3-3　改装後の浅香会館
3-4　隣保事業を中心としたまちづくりの課題
3-4-1　住民構成の偏り
3-4-2　住民の社会的孤立や近所付き合いの希薄化
3-4-3　住民の多様な困りごとの解消
3-4-4　地域における「支え合いの仕組み」の構築
3-5　章結
3-5-1　本章のまとめ
3-5-2　考察

第 3 章　隣保館廃止後の被差別部落における多様な地域拠点の創出と隣保事業の展開
—大阪市浅香地区の事例分析から

3-1　本章の目的

本研究の第 1 章では、隣保館等の同和対策関連施設廃止後の大阪市内の被差別部落 12 地区において、地域組織が既存施設活用型、民設民営施設建設型、福祉施設併設型、市営住宅住戸改修型の 4 タイプの方法で地域拠点を創出し、そこで隣保館機能の提供を試みていることが明らかとなった。また、多様な隣保館機能を一つの施設で総合的に提供しているという点で、民設民営の隣保館やコミュニティ施設をもつ 4 つの地区は、他の地区と比べて隣保館機能の継承に成功していることを指摘した。

このことを受けて、第 2 章では、上記の 4 地区のうち、民設民営隣保館を設置している G・J 両地区を抽出して事例分析を行い、両地区の民設民営隣保館が運営資金や職員体制の面で課題を抱えながらも、新たな地域の課題やニーズに対応し、住民・地域組織・関係機関のハブとなり、地域課題の解決を図っていることが示唆された。しかしその一方で、隣保館運営への公的な財政支援が得られない現行制度の中では、隣保館の運営資金や職員体制の面で課題があり、他地域への応用は現時点では難しい現状もうかがえた。

以上を踏まえ、本章では、多様な方法で複数の地域拠点を創出し、隣保館機能を代替する事業（以下、本章では隣保事業と称す）を展開している浅香地区に焦点を当てる。浅香地区は隣保館機能の継承に成功している 4 地区の中で、地域拠点の創出過程において住民参加を図る等、他の 3 地区にみられないユニークさを有しており、民設民営隣保館の他地域への展開が難しい現状において、浅香地区の事例分析を通じて得られる知見は、他地域の参考となると考えられる。そのような観点から、本章では、参与観察を基に地域拠点の創出過程やそこで展開されている隣保事業について整理した上で、地区住民を対象としたアンケート調査の結果を基に地域課題や地域におけるつながりの状況を明らかにすることにより、隣保事業がどの程度地域課題の解決に影響を与えているかを分析し、隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題について考察することを目的とする。

3-2　調査対象地の概要と調査方法

3-2-1　調査方法

本章では、下記の参与観察（**調査⑦**）を基に同和対策関連施設廃止後の浅香地区においてどのように地域拠点が創出され、隣保事業が展開されてきたのかを把握する。その上で、地区住民を対象としたアンケート調査（**調査⑧**）から得られたデータを基に、上記の隣保事業の展開がどの程度地域課題の解決に寄与しているのかを明らかにすることにより、隣保事業を中心としたまちづくりの成果と課題について考察する。調査⑦と調査⑧の概要を表 3-1 に示す。

調査⑦：参与観察

筆者は、浅香地区を拠点に事業を展開している AKY インクルーシブコミュニティ研究所

（以下、AKY）の 2016 年 11 月の設立時から同研究所の事務局職員として様々な事業に参画しながら、隣保事業を中心としたまちづくりの展開について、地域拠点の創出方法、そこで実施されている事業、住民の事業利用実態に着目して観察してきた。

調査⑧：地区住民を対象としたアンケート調査[1]

自治会・町会等の住民組織、社会福祉法人・NPO 法人・社会福祉協議会等の地域団体、大阪市立大学で構成される「浅香地区安心・安全のまちづくりプロジェクト実行委員会」（以下、まちづくり委員会）は、今後のまちづくりに向けた基礎資料を得ることを目的として、2021 年 4 月～7 月に地区内全戸（502 世帯）を対象としたアンケート調査を実施し、地区住民の生活上の困りごとや近隣付き合いの程度、地域の中での支え合い活動の現状等について把握した。調査票は紙ベースで地区内全戸 502 世帯に配布し、回答数[2]は 238 通（回答率 47.4%）であった。筆者は同実行委員会の事務局として、全ての調査プロセスに参画した。

表 3-1　調査概要

調査方法	調査項目	調査期間
調査⑦ 参与観察	地域拠点の創出方法、地域拠点で実施されている隣保事業、住民の事業利用実態	自：2016年11月 至：2022年 5月
調査⑧ 地区住民へのアンケート調査	回答者の基本属性、生活上の不安や困りごと、近所づきあいの程度、地域における支え合い活動の状況	自：2021年 4月 至：2021年 7月

3-2-2　浅香地区におけるまちづくりの歴史

1960～1970 年代の浅香地区は、1960 年に大阪市が設置した地区内の北側を覆う地下鉄車庫、西側に広がる大学キャンパス、南側を流れる一級河川、東側を南北に走る幹線道路に四方を囲まれ、周辺地域から孤立した不良住宅密集地域であった。地域では、このような状況を打開するため、1965 年に住民が立ち上がり、部落解放同盟浅香支部（以下、浅香支部）を結成し、以降部落解放運動を軸としたまちづくりを展開してきた。その結果、国による同和対策事業の一環として 1960～1970 年代にかけて市営住宅の建設や上下水道等のインフラ整備にとどまらず、解放会館（隣保館）をはじめとしたコミュニティ施設、診療所、共同浴場、共同作業場等の建設が進められ、劣悪な住環境が大幅に改善されてきた。さらに、1976 年の大阪市との交渉によって実現した 1987 年の地下鉄車庫撤去後の跡地利用については、周辺の 6 連合町会（人口約 84,000 人）も交えた研究集会において協議し、1990 年代には地区公園・中学校・福祉施設・スポーツセンター・研修施設といった施設が次々と整備されていった。また、このようなハード整備と並行して、教育、福祉、就労等のソフト面に関しても、解放塾（後の青少年会館）における子どもの居場所づくりや学習支援、解放会館における総合生活相談、社会福祉法人あさか会[3]（以下、あさか会）による介護・障がい・児童福祉事業、アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社[4]のビルメンテナンス事業による高齢者

や障がい者の仕事づくり等、包括的かつ包摂的なまちづくりが展開されてきた。

3-2-3　浅香地区の現況

図 3-1 は 2022 年 6 月現在の浅香地区の状況を示す地図である。上述した通り、浅香地区では、同和対策事業の中で市営住宅や隣保館をはじめとした公的なコミュニティ施設が整備されてきた。しかし、2010 年以降の大阪市による施設の統廃合・廃止により生まれた空地において、民間業者による戸建て住宅地の開発が進み、市営住宅と戸建て住宅が混在する地域となっている。また、あさか会をはじめとした福祉事業者が運営する福祉施設が多く立地していることも浅香地区の特徴といえる。

表 3-2 は 2020 年の国勢調査の結果を基に浅香地区における人口統計データを整理したものである。浅香地区に居住する世帯の約 6 割が市営住宅に居住しており、大阪市の数値(9.1%)と比較すると、50.6 ポイント高い。高齢化率も 37.3%と大阪市よりも 11.8 ポイント高く、Hsiao(2021)[32]が指摘した市営住宅に高齢者が集中するという現象が典型的に表れた地域といえる。

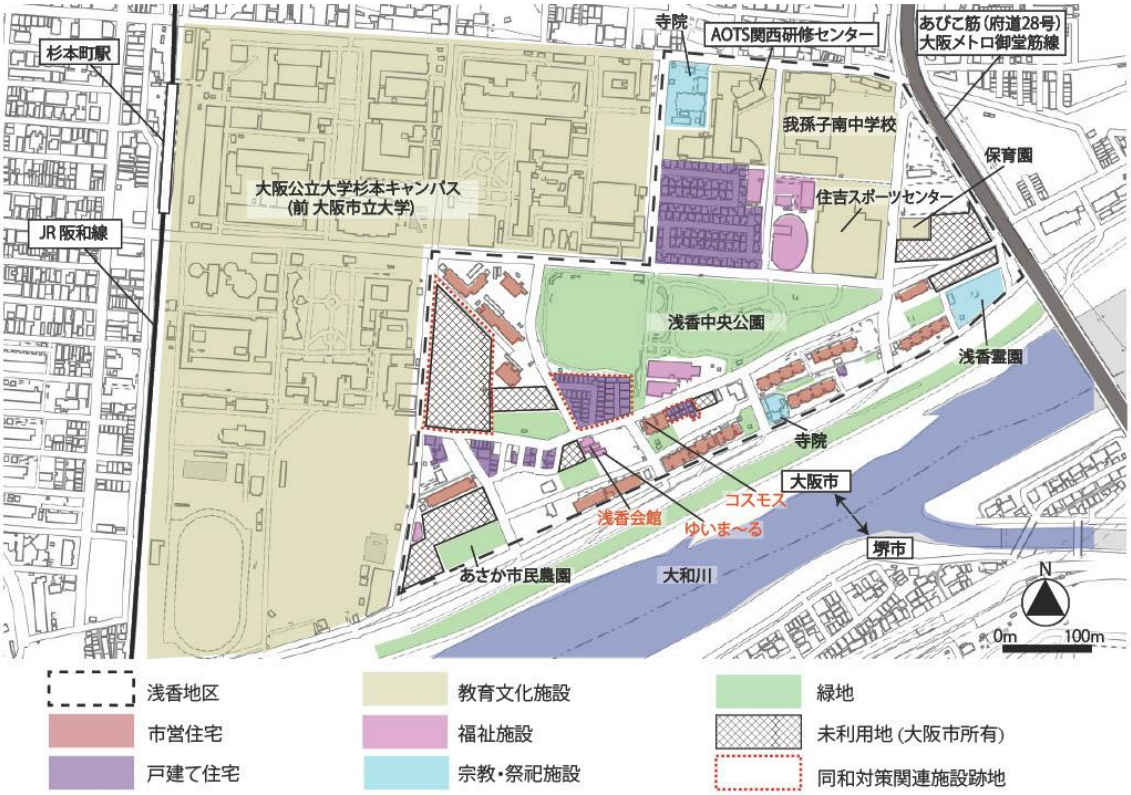

図 3-1　浅香地区とその周辺地域の地図

※地理院地図[59]を基に作成した。

このような状況の背景には、1996 年の公営住宅法の改正により導入された応能応益家賃

制度と 2002 年の同和対策にかかる一連の特別措置法（以下、特措法）の失効以降、市営住宅の空き住戸の一般公募が開始されたことにより、比較的世帯収入の高い子育て層が地区外へ転出し、逆に単身高齢者、ひとり親世帯、障がい者世帯等の生活困窮世帯が市営住宅に転入してくるという現象があり、市営住宅では生活状況が苦しい世帯が増加する傾向がある[(5)]。また、相次ぐコミュニティ施設の廃止により、住民交流の拠点が失われた結果、住民同士のコミュニケーションの希薄化、住民の社会的孤立が懸念されている[(6)]。一方、近年地区内で増加している戸建て住宅には子育て世帯や外国籍住民の転入が多くみられるが、これらの住宅地には自治会等の住民組織が存在していないため、いかにして既存の市営住宅を中心としたコミュニティに新たな住民を巻き込み地域コミュニティを構築するかが課題となっている。

表 3-2　浅香地区の概況

※2020 年の国勢調査のデータを基に作成した。

	総人口	総世帯数	高齢化率（%）	市営住宅供給戸数	市営住宅に入居する世帯の割合（%）
浅香地区	1,222	484	37.3	463	59.7
大阪市	2,752,412	1,464,615	25.5	110,866	9.1

3-3　新たな地域拠点の創出と隣保事業の展開

浅香地区では 2010 年の人権文化センター（隣保館）、青少年会館、老人福祉センターの 3 館統合や 2016 年の市民交流センター廃止に伴う地域拠点の喪失に対応し、市営住宅空き住戸を活用したコミュニティカフェ、元公民館をリノベーションしたコミュニティスペース、あさか会が新たに建設したコミュニティ施設等、地域組織が多様な方法で複数の地域拠点を新たに創出し、そこで隣保事業を展開している。以下ではそれぞれの地域拠点の創出方法とそこで提供されている事業について参与観察の結果を基に記す。各地域拠点の創出時期、創出方法、提供機能については、表 3-3 に整理している。

表 3-3　新たな地域拠点の創出と提供機能

地域拠点の名称	開所時期	創出方法	機能	内容
ふれあいカフェ コスモス	2013年9月	浅香振興町会が大阪市の「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」事業を活用し、市営住宅1階の店舗付き住戸を改装。	①高齢者の居場所	年金で暮らす高齢者が毎日でも通いやすいように経済的負担が少ない価格設定。
			②地域交流と情報発信	地域団体職員と地域住民の交流の場になっており、店内の掲示板では地域のイベントや取り組みの情報を発信。
			③買い物支援	協力農家から提供された野菜の販売やインスタント食品の販売、あさか会の障がい者施設で製造したパンの予約販売、ネットショッピングのサポート等。
			④生活相談と見守り	住民が困りごとを気軽に相談できる場であり、あさか会の各事業所と連携して適切な支援につないだり、緩い見守りを継続。
浅香会館別館 ゆいま～るの家	2019年5月	あさか会が市民交流センター廃止後の地域活動の受け皿として、浅香会館と同じ敷地に建設。	①貸室	地域で活動しているサークルが利用する他、地域団体が会議や研修等で利用。
			②子ども支援	よさみ人権協会が月1回の子ども食堂と週1回の放課後学習支援を実施。
			③高齢者の居場所	あさか会が週1回百歳体操を開催。
			④人権啓発	あさか会が主催し、人権・福祉・まちづくりに関する講座を年間7～8回開催。
浅香会館1階 地域交流スペース	2021年1月	2020年10～12月にかけて、あさか会と浅香支部の主導により、地域住民、地域団体職員、大学生、子ども、障がい者・高齢者施設の利用者等100名以上が参加し、浅香会館1階部分をセミセルフビルドで改装。	多様な住民の居場所	子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる地域の居場所として、今後は様々なイベントや取り組みを行う予定。
浅香会館1階 地域連携室			総合相談	自治会・町会・浅香支部といった住民組織や、あさか会・よさみ人権協会・AKYといった地域団体の合同事務所であり、住民の困りごとを必要な支援につないで解決を図る。

3-3-1　ふれあいカフェ コスモス

「ふれあいカフェ コスモス」（以下、コスモス）は 2013 年 9 月に市営住宅の店舗付き住戸を改装し、高齢者の社会的孤立や孤独死の防止を目的とした地域の居場所・見守りの拠点としてオープンした。図 3-3 の通り、コスモスでは、くつろげる喫茶室に加え、住民からの相談を受けられるよう、店舗の奥に相談室も設けられている。コスモスは、運営主体である浅香振興町会が大阪市の「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」事業に応募し、市営住宅の空き住戸の目的外使用に対して大阪市から認可を得て実現したものである。日曜日以外の毎日 10 時～15 時まで営業しており、地域住民（有償ボランティア）とあさか会の職員によって運営されている。

コスモスでは、食事や飲料の価格設定を低くすることで、年金や生活保護で生活している単身高齢者が毎日でも通いやすいように工夫している。また、浅香地区周辺には徒歩圏内にスーパーマーケットがないため、自転車に乗れなくなった高齢者の買い物支援の取り組みとして、協力農家から提供された野菜や障がい者施設で製造されたパン、インスタン

ト食品等の販売も行っている。昼食時には、あさか会をはじめとした地域団体の職員も利用しており、地域に関わる様々な人どうしが自然に出会い、触れ合う地域の居場所であると同時に、住民が困りごとを気軽に相談できる場であり、あさか会の各事業所と連携して適切な支援につないだり、緩い見守りを継続するための拠点としても機能している。

図 3-2　コスモスの外観（左）と店内の様子（右）

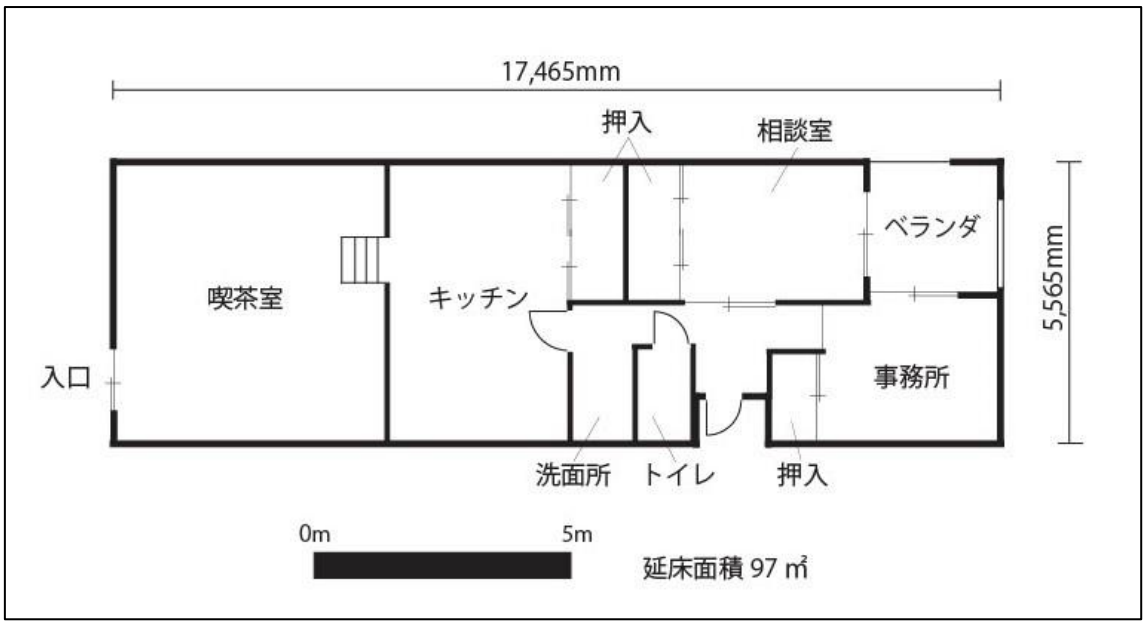

図 3-3　コスモスの平面図

3-3-2　浅香会館別館「ゆいま～るの家」

民設民営のコミュニティ施設である浅香会館別館「ゆいま～るの家」(以下、ゆいま～る)は 2019 年 5 月に浅香会館（もと公民館）と同じ敷地内にオープンした。ゆいま～るは 2016 年の市民交流センター廃止後の地域活動の受け皿として、あさか会が隣保事業の一環で建設したものであり、コミュニティスペースとキッチンを備えている（図 3-5)。地域のいくつかのサークル団体が貸室を利用して活動を行っている他、地域団体が定期的に開く会議

等にも利用されている。また、子ども食堂・学習支援・百歳体操といった子どもや高齢者の居場所づくりを目的とした事業も定期的に実施されている。啓発事業としては、あさか会が主催し、人権・福祉・まちづくりに関する講座を年間 7～8 回開催している。

図 3-4　ゆいま～るの外観（左）と百歳体操の様子（右）

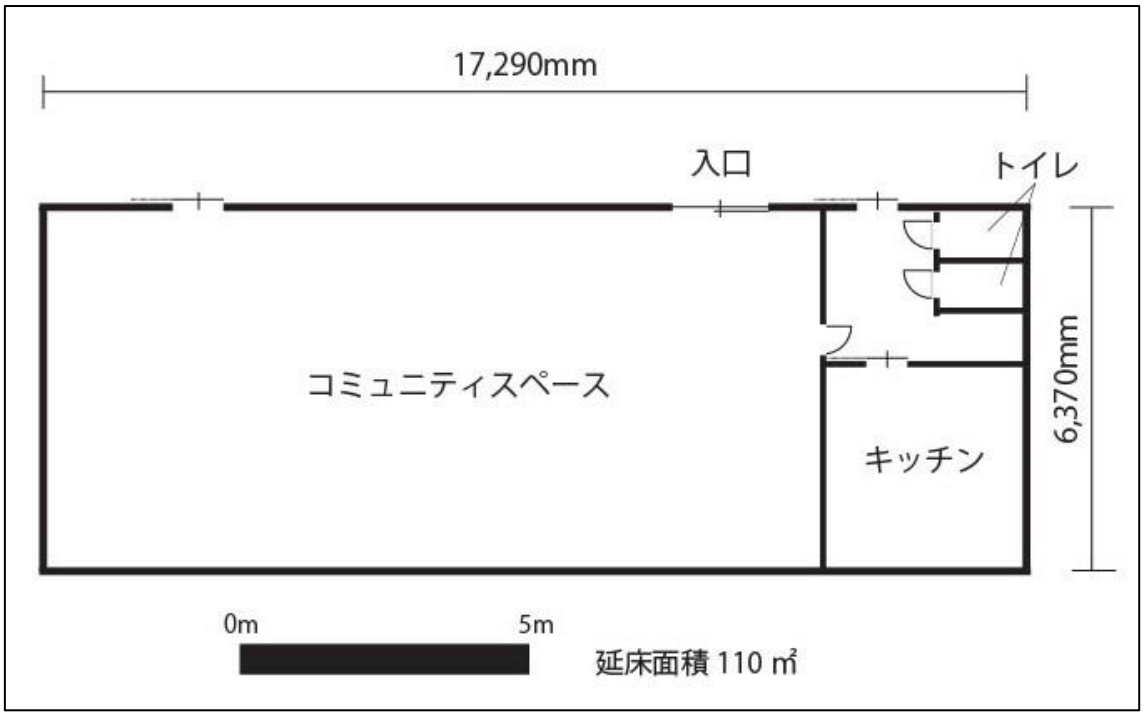

図 3-5　ゆいま～るの平面図

3-3-3　改装後の浅香会館

浅香会館は 1960 年代に隣保事業の拠点として大阪市が建設した公民館であり、あさか会が管理運営を担ってきた。2007 年 4 月に浅香支部の事務所が人権文化センターから浅香会館の 1 階に移転してからは、主に地域の総合相談拠点としての役割を担っていたが、近年は老朽化に加え、戸建住宅居住者をはじめとした新規流入層も含めた多様な住民の拠点にな

っていないことが課題であった。

そこで、あさか会や浅香支部の主導により、2020 年 10 月～12 月にかけて浅香会館 1 階を改装し、地域団体等の合同事務所「地域連携室」と多様な地域住民が気軽に立ち寄れる「地域交流スペース」をつくるというプロジェクトが地域で合意された。改装プロジェクトは、できる限り地域住民や地域団体職員による参加型のセミセルフビルド方式で実施された。まず、地域の子ども・若者・高齢者それぞれの改装に対する意見をワークショップで集約し、「木・緑・光」というコンセプトを決めた上で改装作業が開始された。それほど専門性を必要としない解体・木材の製材や塗装・壁塗りといったプロセスには、地域住民や地域団体職員のみならず、大学生や学習支援に通う子ども、障がい者・高齢者施設の利用者も含め総勢 100 名以上が参加し、コンセプト通り木材がふんだんに使われ、緑や光があふれる空間が生まれた。図 3-7 の通り、入口を入るとすぐに地域交流スペース、その奥が地域連携室となっており、住民の相談を受けるための相談室も設けられている。

図 3-6　浅香会館の外観（左）と地域交流スペースで宿題をする子どもの様子（右）

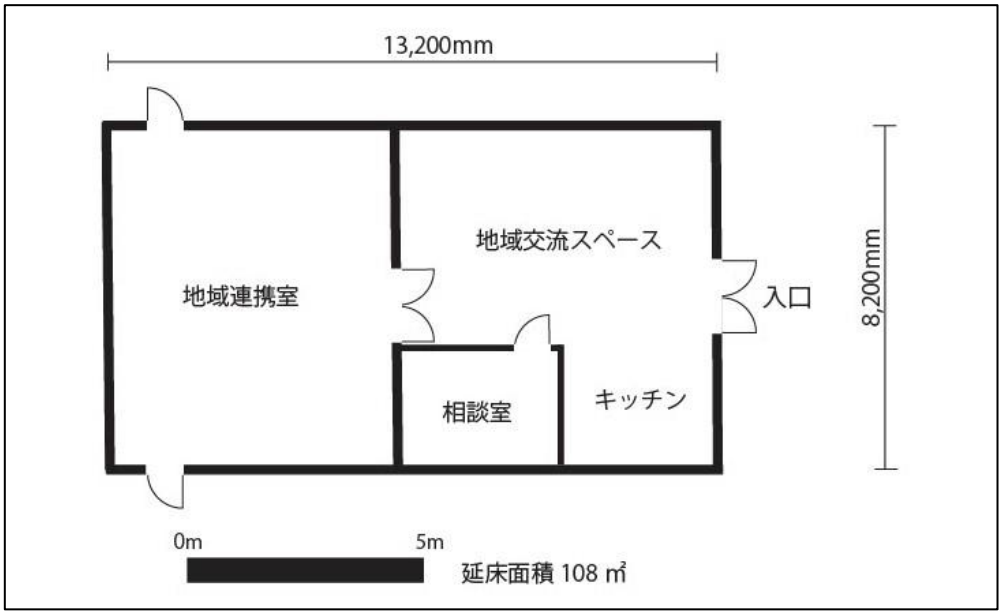

図 3-7　浅香会館 1 階の平面図

改装後の浅香会館の事務所スペースは、自治会・町会・浅香支部といった住民組織や、あさか会・よさみ人権協会・AKY といった地域団体の合同事務所である地域連携室として位置付けられ、地域の総合相談拠点としての役割がより明確化されている[7]。さらに、2022 年 4 月以降、まちづくり委員会が中心となり、「専門職と地域住民の協働による総合相談拠点」を月 2 回程度開設している。この取り組みはすでに 2015 年から北海道津別町や神戸市東灘区において実践されており、住民の孤立解消や困りごとの解決における一定の成果が報告されている[8]。

地域交流スペースでは、2022 年 3 月現在新型コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント等は開催できていないが、学習支援に通う子どもたちが放課後に訪れて宿題やおしゃべりをしたり、高齢者がバスを待ちながらくつろぐといった光景が見られるようになっている。また、不定期で子どものいる家庭を対象としたフードパントリー[9]の取り組みも行っており、これまでは浅香会館に来る機会がなかった子育て世帯の間で少しずつ地域拠点として認識されるようになってきている。今後、様々なイベントや取り組みを進めることにより、多様な人々の居場所となることが期待される。

3-4　隣保事業を中心としたまちづくりの課題

本節では、2021 年 4 月～7 月に地区住民を対象として実施されたアンケート調査から把握された住民の生活課題や地域コミュニティの現状に対して、上述した隣保事業の展開がどの程度寄与しているのかという観点から、今後地域が取り組むべきまちづくりの課題を明らかにする。

3-4-1　住民構成の偏り

アンケート回答者の年齢層を住宅種類別[10]に整理したものが図 3-8 である。現役世代である 20～50 代をみると、「持ち家（戸建て）」では 75.5%を占めるのに対し、「公営住宅」では 18.0%となっている。逆に、高齢世代である 60～90 代をみると、「公営住宅」では 82.0%、「持ち家（戸建て）」では、24.5%となっている。また、世帯構成（図 3-9）をみると「持ち家（戸建て）」では「親と子」世帯が 79.6%と約 8 割を占めるのに対し、「公営住宅」では「単身世帯」が 49.7%と約半数を占めている。これらのことから、子育て世帯の多い戸建て住宅と単身高齢者が多い市営住宅では大きく住民構成が異なっていることが分かる。

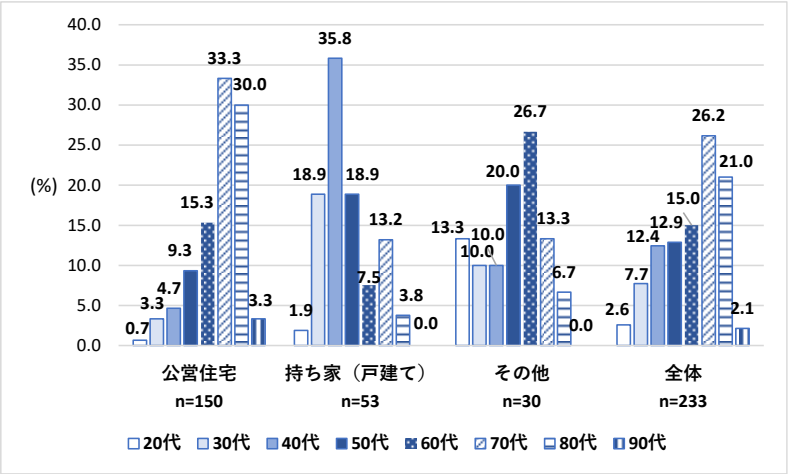

図 3-8　回答者の年齢層（住宅種類別）

※多重比較の結果、「公営住宅」と「持ち家（戸建て）」の間には「p ＜ .01」（1%水準）で有意差がみとめられた。

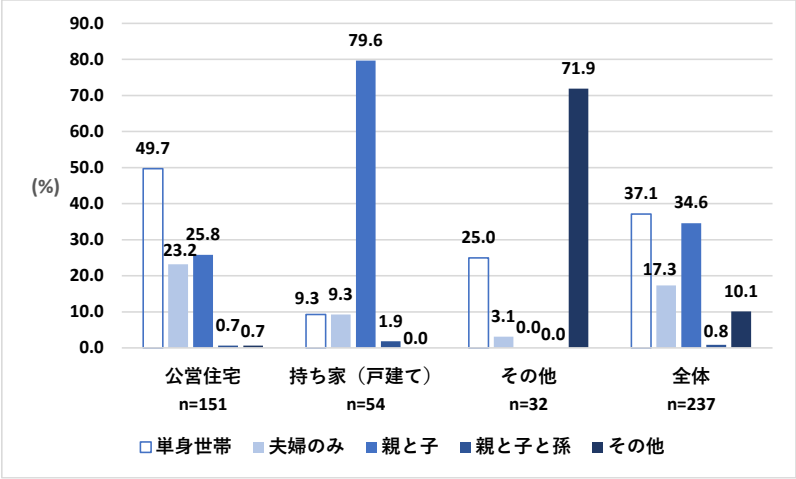

図 3-9　回答者の世帯構成（住宅種類別）

※多重比較の結果、「公営住宅」と「持ち家（戸建て）」の間には「p ＜ .01」（1%水準）で有意差がみとめられた。

3-4-2　住民の社会的孤立や近所付き合いの希薄化

図 3-10 は「近所付き合いの程度」と「住宅種別」の設問に対する回答をクロス集計したものである。多重比較の結果、住宅種類間で有意差は認められなかったが、全体としては、「相談できる程度」（7.2%）、「お土産等をあげたりもらったりする程度」（15.7%）といった深い付き合いは少なく、「話をする程度」（31.5%）、「挨拶をする程度」（35.3%）、「付き合いはない」（10.2%）といった浅い付き合いしか持たない住民が多いことが分かる。さらには、「付き合いはない」という住民が住宅の種類に関わらず約 1 割存在している。

さらに、「近所付き合いの程度」と「近くに頼れる親族がいるか」という設問に対する回答結果をクロス集計した結果が図 3-11 である。「挨拶をする程度」「つきあいはない」といった薄いつながりしか持たない住民の割合は、「近くに頼れる親族がいない」層では 60.3%と「近くに頼れる親族がいる」層の 37.7%を上回っており、地域とのつながりが少なく、頼

れる親族もいない層が一定数存在することがわかる。

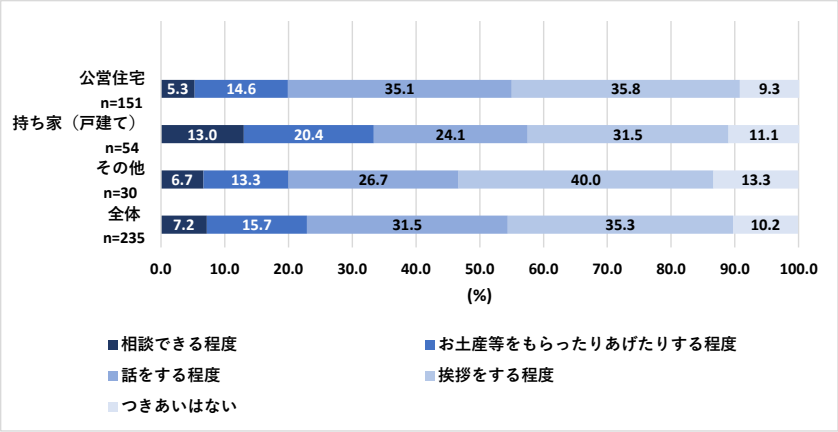

図 3-10　近所付き合いの程度（住宅種類別）

※多重比較の結果、有意差はみとめられなかった。

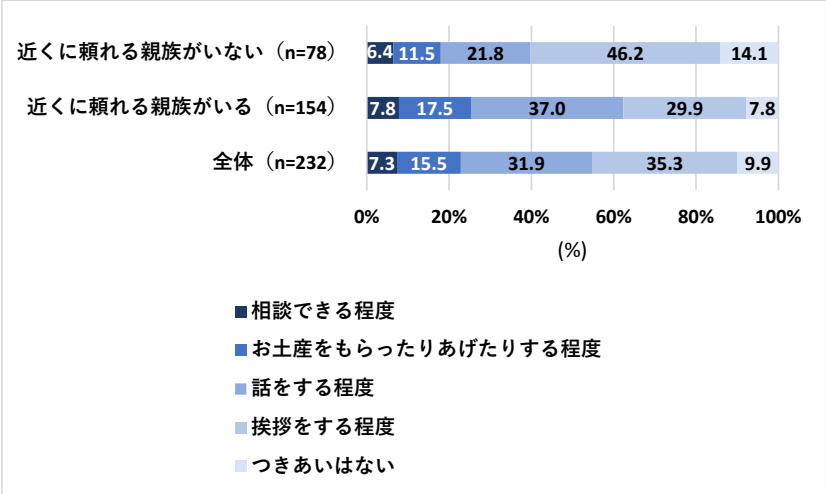

図 3-11　「近所付き合いの程度」と「近くに頼れる親族がいるか」のクロス集計結果

※分散分析の結果、「$p < .02$」（2%水準）で有意差がみとめられた。

3-4-3　住民の多様な困りごとの解消

図 3-12 は「日常生活の困りごと」について複数回答で聞いた結果を住宅種類別に整理したものである。全体でみると、「病気や健康のこと」(54.2%)、「将来の生活について」(26.5%)、「介護のこと」（12.6%）といった高齢化に関連した回答が多くみられた他、「収入・生活費のこと」(19.3%)、「家賃や家のローンの支払い」（4.6%）といった経済的な不安、「住まいのこと」（14.3%）や、「心身の障がいのこと」（10.1%）等、多様な困りごとが挙げられた。また、この設問において 1 つでも選択肢を選んだ人が全回答者の 80.7%という結果から、約 8 割の回答者が何らかの困りごとを抱えていることが明らかとなった。住宅種別でみると、「病気や健康のこと」「介護のこと」といった項目は、公営住宅で回答率が高い一方、「家賃

や家のローンの支払い」「子育てのこと」といった項目では、持ち家（戸建て）の割合が高くなっている。これは公営住宅には単身高齢者が多く、持ち家（戸建て）には子育て世帯が多いことを反映した結果と言える。

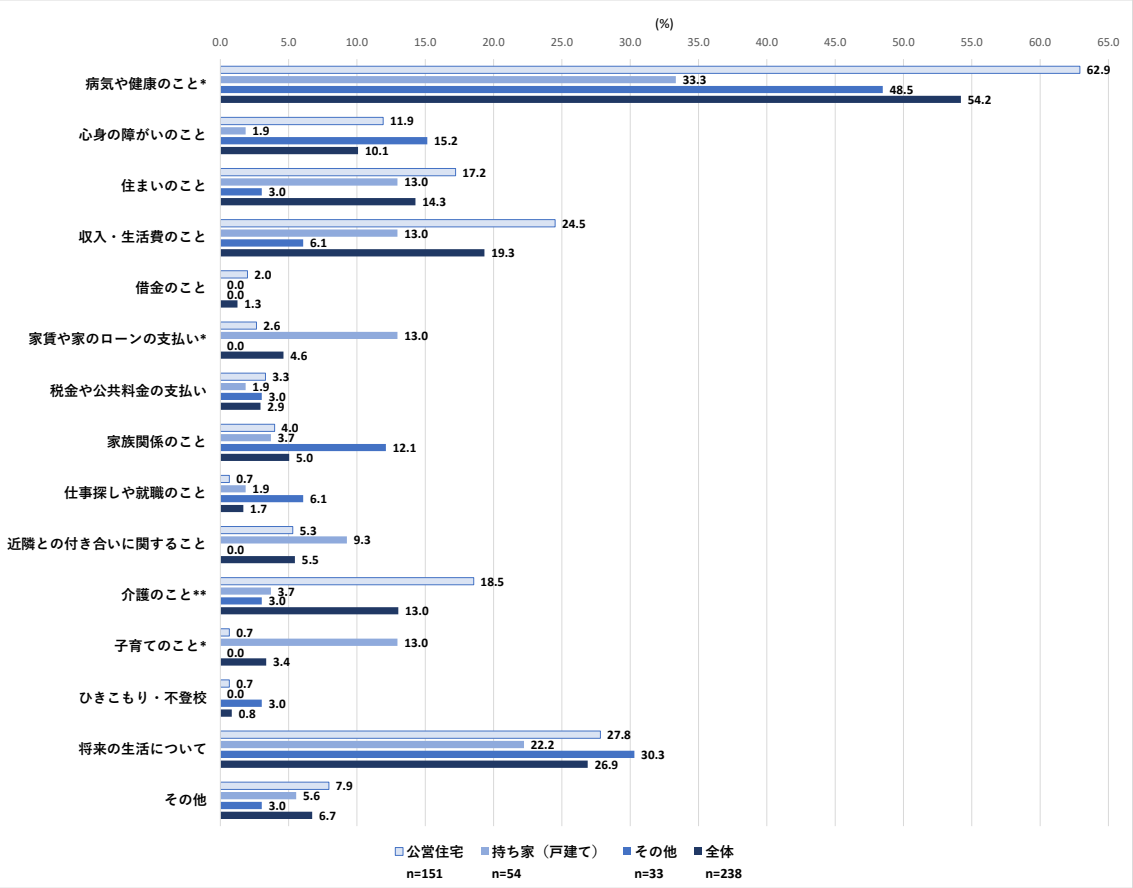

図 3-12　日常生活の困りごと（複数回答）（住宅種類別）

※多重比較の結果、「公営住宅」と「持ち家（戸建て）」の間には、
＊「p< .01」（1%未満）、**「p< .02」（2%未満）で有意差がみとめられた。

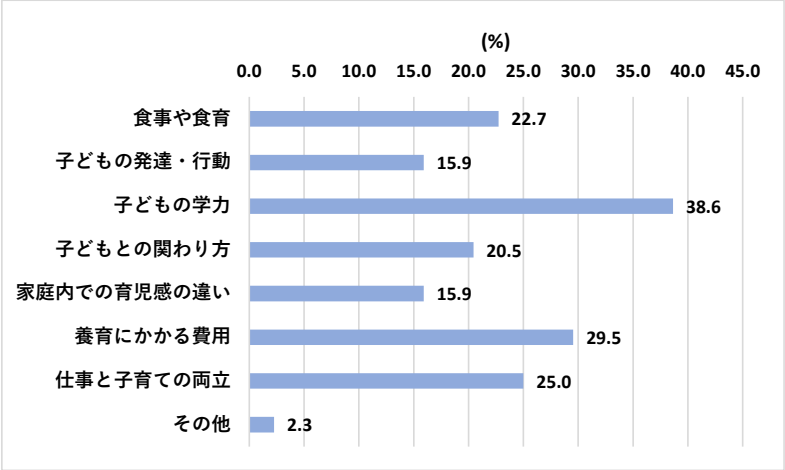

図 3-13　子育てに関する不安や困りごと（複数回答）

図 3-13 は 18 歳以下の子どもがいる 44 世帯を対象に「子育てに関する不安や困りごと」を複数回答で聞いた結果である。「子どもの学力」(38.6%)、「養育にかかる費用」(29.5%)、「仕事と子育ての両立」(25.0%)、「食事や食育」(22.7%)、「子どもとの関わり方」(20.5%)「子どもの発達・行動」(15.9%) と様々な不安や困りごとが挙げられた。また、この設問において 1 つでも選択肢を選んだ人が全回答者 44 名の内 41 名 (91.3%) ということから、子どものいるほとんどの世帯が子育てについて何らかの不安や困りごとを抱えていることが明らかとなったが、「子育てについて相談できる人がいるか」という設問への回答では、5 名(11.4%)が「いない」と回答しており、孤立状態で子育てをしている世帯の存在が明らかとなった。

3-4-4　地域における「支え合いの仕組み」の構築

「生活上の支え合いの仕組みが地域にあると感じますか」という質問に対して、5 段階 (そう感じる～そう感じない) で回答してもらった結果が図 3-14 である。全体でみると「あまりそう感じない」(21.4%)、「そう感じない」(30.7%) という回答が半数以上を占めており、「どちらとも言えない」(26.5%) も入れると、約 8 割の人には「支え合いの仕組み」の存在が認識されていないことが明らかとなった。この傾向については、多重比較分析の結果、住宅種別による有意差は認められなかった。一方、「そう感じる」(6.7%)、「まぁまぁそう感じる」(10.2%) と回答した人に「支え合いの仕組み」の具体例について聞いたところ、「浅香会館 (浅香支部・地域連携室) がある」、「あさか会 (やその事業所) がある」、「子ども食堂・学びスペース (学習支援) がある」といった声が聞かれ、一部の住民には隣保事業が「支え合いの仕組み」として認識されていることが分かった。

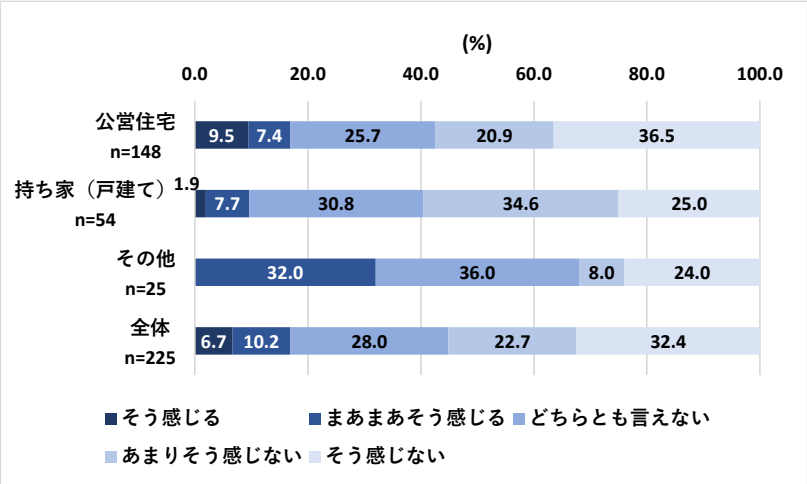

図 3-14　生活上の支え合いの仕組みが地域にあるか（住宅種類別）

※多重比較の結果、有意差はみとめられなかった。

3-5　章結

3-5-1　本章のまとめ

本章の 3-3 では、浅香地区において地域団体や住民組織が新たな地域拠点を独自で生み出し、隣保館等の公的施設が担ってきた従前の機能の継承・発展を試みていることを明らかにした。簫ら（2016）[35]が明らかにしてきた同和対策関連施設廃止後の大阪市内の被差別部落における自立的なまちづくりの実践に関して、上記の先行研究以降にも浅香地区では新たな地域拠点が生み出され、相談機能が強化される等、隣保事業を中心としたまちづくりの進展を確認することができた。

本章 3-4 で行った分析からは、地区内の市営住宅と戸建て住宅で住民の構成は大きく異なるが、近所づきあいが希薄であることや、多様な困りごとを抱えた住民が多いことは共通していることが明らかとなった。このことから、住民同士の人間関係だけで困りごとを解決できる住民は少なく、課題解決のための隣保事業の必要性がうかがえる。しかし、本章で明らかにした新たな地域拠点の創出や多様な事業展開にもかかわらず、ごく一部の住民にしか地域における「支え合いの仕組み」が認識されていないことが分かった。

以上のことから、浅香地区では隣保事業を中心としたまちづくりの進展がみられるものの、住民の課題解決への影響は現時点では限定的であるといえる。先述したように、浅香地区では近年戸建て住宅において子育て世帯や外国籍住民が増加しているが、これらの住宅地では自治会等の住民組織がないため、既存の市営住宅を中心とした地域コミュニティに新たな住民を巻き込み新たなコミュニティを構築していくことが課題となっている。そのような意味では、今回のアンケート調査が市営住宅入居者だけでなく、戸建て住宅入居者も含む地区内の全世帯を対象として実施され、50 名以上の戸建て住宅入居者が調査に協力したことは、今後のコミュニティ構築のきっかけになりうる。今後は今回の調査結果から明らかとなった新たな住民が抱える地域課題やニーズに対応し、より多くの住民が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて「支え合いの仕組み」に参画できるまちづくりを推進していくことが必要である。

3-5-2　考察

本章では、同和対策関連施設廃止後の浅香地区における新たな地域拠点とそこで展開されている隣保事業を中心としたまちづくりの現状と課題について述べてきた。隣保事業の展開を通して地域課題の解決を図るまちづくりが隣保館廃止後にも自立的に引き継がれ、発展している点はまちづくりの一つの成果といえるが、一方では、隣保事業を中心としたまちづくりが多様な住民の課題やニーズに応えきれていないという課題がアンケート調査から明らかとなった。

最後に、今後隣保事業を発展・拡大し、より多くの住民が「支え合いの仕組み」に参画できるまちづくりを展開していくために重要な観点について、本章の知見を基に考察する。3-3 で紹介した隣保事業の内容をみると、地域住民によって運営されているコスモスを除けば、

ゆいま～るで行われているいくつかのサークル活動以外には、住民主体の取り組みはほとんどなく、住民はむしろ支援やサービスの受け手となる取り組みが多くなっている。このことが、アンケート調査における地域の「支え合いの仕組み」がほとんどの住民には認識されていないという結果に少なからず影響していることも考えられる。したがって、今後は子ども支援活動等の既存の取り組みの運営を担う住民を発掘することや、多様なサークル活動・講座等の立ち上げを支援[11]することを通して、「支え合いの仕組み」の一員となる住民を増やしていくことが重要と考える。

本章 3-3-3 で述べた通り、浅香会館の地域交流スペースでは、2022 年 4 月から月 2 回専門職と地域住民が協働で総合相談拠点を開設している。この新たな総合相談拠点には、専門職だけでは発見やアプローチが難しい地域課題に対して、住民が参画することで解決につなげるという意図がある。2022 年 12 月現在、開設以降、毎回数名の専門職と地域住民が参加し、相談の受付や情報共有を行う中から、地域で孤立した住民の発見から見守りや支援につながるといったケースが少しずつ出始めている。また、2022 年 12 月には総合相談拠点の運営に関わっている地域住民からの「相談というとハードルが上がるので、おしゃべり喫茶を開催してはどうか」という発案から実際に企画が実行され、2023 年以降も定期的に開催されることとなっている。これらの事例のように、地域住民が主体となり、具体的な取り組みや支援に結び付けていく機会を地域の中に創出することが、「支え合いの仕組み」の構築につながると考えられる。

補注

(1) アンケート調査では、全回答者共通の質問項目として、1)性別、2)年齢、3)職業、4)居住形態、5)地域での居住年数、6)地域への満足度、7)同居家族の人数、8)世帯構成、9)近隣に頼れる親族がいるか、10)主な世帯収入、11)生活上の困りごと、12)近所付き合いの程度、13)地域における支え合い活動の状況について質問した。また、18 歳未満の子どもがいる回答者への追加の質問項目として、14)子どもの年齢、15)通学・通園先、16)子育てに関する困りごと、17)子育てに関する困りごとを相談できる人がいるか、18)子育てに関する困りごとの相談相手について質問した。なお、本調査はトヨタ財団 2019 年度国内助成プログラム「しらべる助成」（助成番号：D19-LR-0082）の助成を受けて実施した。

(2) 回収した調査票の中に無効回答があった場合は、その回答者のすべての回答を無効にはせず、各質問ごとに有効か無効かを判断した。

(3) 1962 年設立。2002 年に設立された「社会福祉法人熱と光」と 2010 年に合併し、現在の社会福祉法人あさか会に至る。

(4) 大和川河川敷の不法投棄を取り締まることを目的に 1989 年に設立された「浅香環境管理事務所」が 1997 年に増資し、アサカ・パーソナル・リレーションズ株式会社に名称変更された。

(5) 2011 年と 2000 年に浅香地区の市営住宅入居者を対象に実施された調査の結果（全（2012）[34]、大阪府（2001）[60] を参照）を比較すると、単身高齢者は 17.0%から 30.9%に、障がい者世帯は 13.7%から 22.6%に増加している。

(6) 全（2012）[34]による 2011 年の調査結果では、「おしゃべりをする」程度の近所付き合いが「ほぼない」「全くない」市営住宅入居者が 22.9%であった。

(7) 改装後の合同事務所「地域連携室」では、日々の相談内容を相談シートに記入し、職員間で情報共有する仕組みが導入されている。

(8) 岩間ら（2019）[61]の第 3 章第 3 節に詳しい。

(9) フードパントリーとは、一般的には企業や団体、一般家庭から寄付される食料を無料でひとり親家庭や生活困窮者などへ直接配布する活動であるが、浅香地区では生活状況に関わらず子どものいる全ての家庭を対象として実施している。

(10) 住宅種類「その他」の内訳は、あさか会が運営する障がい者のグループホーム入居者（23 名）、持ち家集合住宅居住者（2 名）、民間賃貸住宅居住者（8 名）である。

(11) 2016 年 3 月に閉館した市民交流センターでは、運営者が一定期間講座を開講し、その後は住民の自主的なサークル活動につなげるという取り組みが行われていた。

終章

同和対策施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題と展望

終章では、本研究で得られた知見を整理するとともに、同和対策関連施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題について考察する。次に、「地域共生社会の実現」に向けて地域課題の解決を図るまちづくりの重要性が増す中で、被差別部落におけるまちづくりの経験が被差別部落の周辺地域を含む一般地域のまちづくりにどのように貢献し得るのかについて展望を述べる。最後に、本研究の限界と今後の研究課題を整理する。

4-1　大阪市の事例分析から得られた知見
4-2　地域共生社会と被差別部落のまちづくりについての考察
4-3　今後の研究課題

終章　同和対策施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりの課題と展望

4-1　大阪市の事例分析から得られた知見

本研究における大阪市内の被差別部落を対象とした事例分析から得られた知見は以下の通りである。

(1)同和対策関連施設の廃止に伴う地域環境の変化と地域組織の対応（第 1 章）

大阪市内の被差別部落では、人権文化センター、青少年会館、老人福祉センターの 3 館をはじめとした同和対策関連施設の廃止により、地域拠点が失われると同時に多くの未利用地が生まれる状況となっている。未利用地に関しては、すでに民間に売却された旧施設用地の多くが集合住宅・戸建て住宅や老人ホーム等の福祉施設の用途に変わっており、大阪市が依然所有している旧施設用地は多くが市の「未利用地活用方針」で処分検討地とされているため、今後も民間への売却が進められ、地域環境がさらに変化することが予想される。このような地域環境の変化に対し、G・J・K の 3 地区では、地域組織が大阪市により売却された土地を購入し、そこで地域福祉拠点を創出する動きがみられる一方で、A・B・E・I・L の 5 地区では行政と協働してまとまった未利用地の一体的な開発を進めようとしている。

地域拠点の喪失に対しては、各地区の地域組織が既存施設活用型、民設民営施設建設型、福祉施設併設型、市営住宅住戸改修型の 4 タイプの方法で地域拠点を創出し、そこで隣保館機能の提供を試みている。なかでも、G・H・I・J の 4 地区では、地域組織が設置した民設民営の隣保館・コミュニティ施設が一括して多様な機能を提供しており、その点で他地区よりも隣保館機能の継承に成功しているといえる。

(2)民設民営隣保館の役割と運営課題（第 2 章）

G・J の 2 地区の民設民営の隣保館では、(旧）市民交流センターで実施されていた事業の大部分が引き継がれているとともに、新たな地域の課題やニーズに対応した、居住支援・就労支援・生活困窮者への物品支援等の多様な事業展開と同時に地域課題の解決にかかわる人材の育成にも取り組んでいる。民設民営隣保館であることの利点としては、迅速かつ柔軟な事業の立ち上げ・展開が可能となっていることや、複数の地域組織・関係機関の事務所機能が集約されていることによる連携強化があり、地域課題解決にかかわる住民・地域組織・関係機関のハブ拠点となっている。

しかし、隣保館の運営に関しては、G 地区では手薄な職員体制、J 地区では不安定な財務状況の面で課題があり、それぞれの隣保館において、持続可能な運営体制の構築に向けて、民間助成金の獲得、一部事業の有料化（会費制)、人材の流用化といった創意工夫が行われている。しかし、いずれの隣保館においても、上記した手薄な職員体制（G 地区)、不安定な財務状況（J 地区）という課題は克服できておらず、安定的な運営にまでは至っているとはいえない。このことから、公設置の隣保館でなければ、隣保館の運営費補助が受けられない現行制度下においては、両地区の隣保館の経常収益のうちの約 1～4 割が資産運用益を占めていることと、地区毎に地域組織の保有資産に多寡があることを考慮すると、G・J 両地

区における民設民営隣保館を中心とした実践の他地区への応用可能性は低いと考えられる。とはいえ、G・J 両地区の隣保館は隣保館設置運営要綱で謳われている設置目的に合致した役割を担っており、事業の公益性や有用性を考慮すると、後述する重層的支援体制整備事業の活用も含めた何らかの公的な財政的支援が必要といえる。

(3)同和対策関連施設廃止後の被差別部落における隣保事業を中心としたまちづくりの課題(第3章)

浅香地区では、人権文化センター、青少年会館、老人福祉センターの3館をはじめとした同和対策関連施設の廃止後、市営住宅の空き住戸や元公民館等の既存の地域資源の活用に加え、社会福祉法人により民設民営のコミュニティ施設が新たに建設される等、多様な地域拠点を生み出し、公的施設が担ってきた従前の機能の継承・発展を試みている。また、相談機能が強化される等、隣保事業を中心としたまちづくりが進展している。しかし、健康・介護・障がい・生活費・子育て等に関する多様な生活上の困りごとを抱えた住民が多い一方で、隣保事業を地域における「支え合いの仕組み」として認識しているのはアンケートに回答した住民の 2 割弱に限られることから、現段階では隣保事業による地域課題解決への影響は限定的であるといえる。その要因としてまず考えられるのは、近年開発された戸建て住宅地において子育て世帯や外国籍世帯の流入が増えているのに対して、現行の隣保事業を中心としたまちづくりが、これらの世帯が抱える子育てに関する課題や潜在的なニーズに応えきれていないことである。また、現行の隣保事業の中では、住民は支援やサービスの「受け手」となっているケースが多く、このことも「支え合いの仕組み」を認識する住民が少数であることと関わりがあるように思われる。上記した新たな層の住民が流入することによる地域の多様化については、旧施設用地で住宅地開発が進む大阪市内の被差別部落はもとより、地区内の公営住宅において空き住戸の一般入居者公募が行われている他都市の被差別部落においても共通課題であると考えられる。そのため、今後の被差別部落のまちづくりにおいては、新規流入世帯を含む地区全体の地域課題やニーズを把握し、それらに対応した隣保事業を立ち上げ、住民が事業や支援の「受け手」だけでなく、「担い手」となることで、「支え合いの仕組み」に参画できるまちづくりを推進していくことが重要といえる。そのためには、2022 年 4 月から月 2 回専門職と地域住民が協働で開設している総合相談拠点のように、地域住民が主体となり地域課題に対して具体的なアクションを起こすことができる仕組みをつくることが重要ではないかと思われる。

4-2　地域共生社会と被差別部落のまちづくりについての考察

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（2017 年 6 月公布)」により 2018 年 4 月に改正された社会福祉法では、第 4 条（地域福祉の推進）に新たに 3 項が加えられた。同項は「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防

止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」としており、①住民や福祉関係者による地域生活課題の把握と②関係機関との連携等により解決が図られることを目指す旨が明記されている。

①に関しては、G・J 両地区や浅香地区においては、地域住民を対象としたアンケート調査の実施を通じて地域課題の把握に努めていることは上述してきた通りである。この点については、4-1(3)でも指摘した通り、外国籍住民等の新たな居住者層の流入による地域の多様化は、大阪市内に限らず他都市の被差別部落にも共通した現象と考えられるため、今後はこれらの新たな居住者層の課題やニーズもすくい上げていくことがますます重要になると考えられる。②については、G・J 両地区の民設民営隣保館が住民・地域組織・関係機関のハブ拠点として多様な事業展開により地域課題の解決を図っていることは、すでに述べた。また、浅香地区においても、2022 年 4 月から開設されている新たな総合相談拠点では、住民・地域組織・関係機関の連携に重点を置いている。

そもそも①地域生活課題の把握や②関係機関との連携といったことは、「隣保館設置運営要綱」の第 3 条「運営の方針」[(1)]の中でも定められており、上記の地区において隣保館廃止後にも隣保事業が引き継がれていることの証左といえる。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（2020 年 6 月公布)」により 2021 年 4 月に改正された社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業では、以下の 3 つの支援を一体的に行うことにより、地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を全国の市町村において構築することが目指されている。

①断らない相談支援：本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

②参加支援：本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

一方、「隣保館設置運営要綱」では、隣保館が行う事業として規定されている隣保事業は以下の 6 つである。

①社会調査及び研究事業：地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業

②相談事業：地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業。なお、相談に当たっては、地域住民の利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めること。

③啓発・広報活動事業：地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活

に根ざした啓発・広報活動を行う事業

④地域交流事業：地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

⑤周辺地域巡回事業：隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する事業

⑥地域福祉事業：地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業

上記を見比べてみると、そもそも隣保事業は重層的支援体制整備事業で行う 3 つの支援を内包していることが分かる。実際、2021 年 5 月 11 日に行われた部落解放同盟中央本部と厚生労働省との交渉において、厚生労働省は「隣保館は間違いなく地域福祉の重要な担い手。（中略）重層的支援体制整備事業でも当然活用するべき。」（2021 年 6 月 15 日発行部落解放同盟中央機関紙[62]より一部抜粋）との見解を示している。序章で述べた通り、被差別部落では差別に起因する複雑な福祉課題の集中を背景に、戦前から隣保事業が展開されてきた。国による重層的支援体制整備事業の創設は、昨今の社会経済の構造変化による貧困の拡大や地域コミュニティの衰退を背景として、もともと貧困地域を対象とした隣保事業が一般地域においても必要とされるようになってきたことを示しているといえる。このことから、隣保事業の経験に長年の蓄積がある被差別部落のまちづくりに関する知見は、被差別部落と同様の福祉課題を有する一般地域のまちづくりに対しても参考になりうると考えられる。とりわけ、本研究で取り上げた大阪市内の被差別部落は、隣保事業の拠点である隣保館が失われたという意味では、地域の物理的環境においては一般地域と変わらないが、各地区の地域組織が新たな地域拠点を創出し、自立的に隣保事業の継承・発展を試みている。島（2016）[33]が明らかにした通り、大阪市内の被差別部落 12 地区は大阪市内の貧困地域と地続きで立地していることから、被差別部落の周辺地域は隣保事業の必要性が高いことが予想される。このことから、12 地区には各地区で展開している隣保事業を周辺地域にも拡大していくことが求められているといえる。これに関連して、J 地区の民設民営隣保館の館長・部落解放同盟 J 支部の支部長・連合町会と地域活動協議会の会長を兼任する B 氏は、「被差別部落が周辺地域を含む連合町会や地域活動協議会の活動と絡まってまちづくりを展開していく中で、周辺地域の住民から頼られる存在となることで、差別がなくなっていくのではないか」という趣旨の意見を本研究で実施したインタビューの中で述べている。

2016 年 12 月 16 日に施行された部落差別解消推進法の第一条で「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、（中略）部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。」と記されていることからも、部落差別が現存していることについては論を俟たない。筆者は、今後、被差別部落がそれぞれの地区における隣保事業を中心としたまちづくりの経験を活かし、「地域共生社会の実現」に向けた施策に積極的な役割を担っていくことが、部落差別の解消にもつながると考えている。

4-3　今後の研究課題

本研究では、隣保館が廃止された大阪市内の被差別部落を対象として、隣保事業を中心としたまちづくりの実態について明らかにした。そのねらいは、大阪市内 12 地区の事例分析を通して、今後の隣保館廃止後の被差別部落における自立的なまちづくりに有用な知見を得ることであった。そのため、4-1 で上述した本研究により得られた知見は、大阪市内の事例分析から得られたものにすぎないことを強調しておかなければならない。0-1 で述べた通り、京都市や神戸市をはじめとして、関西圏では隣保館が廃止された自治体が数多く存在しており、これらの自治体の被差別部落において、隣保事業がどのように継承・発展、あるいは廃止されているかについては、本研究では把握できていない。

また、0-3-1 でも述べた通り、隣保館が存続している被差別部落において、指定管理者制度や自治体の直営により運営されている隣保館を中心として、地域課題の解決において優れた成果を挙げている事例がみられる。全国の隣保館で展開されている隣保事業を中心としたまちづくりの実態を網羅的に明らかにした上で、上記のような先進事例における成功要因を明らかにしていくことも必要である。さらには、4-2 で述べた通り、厚生労働省が地域共生社会の実現に向けて隣保館の重要性を認識していることから、2021 年に創設された重層的支援体制整備事業の実施に際して、隣保館がどのような役割を果たしているのか・今後果たしていくのかといった事象に関する分析も必要である。

補注

(1) ①地域生活課題の把握については、第 3 条第 1 項で「隣保館は、第 1 の目的を達成するため、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて事業を実施するものとする。」と明記しており、第 4 条第 1 項「基本事業」の 1 つとして「社会調査及び研究事業」（地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業）を定めている。②関係機関との連携については、第 3 条第 2 項では、「隣保館の運営に当たっては、地域住民の自立の支援を基本とするとともに、関係機関、社会福祉法人及びボランティア等との連携を図るものとする。」と明記している。

参考文献

1）厚生労働省（2019）「地位共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ

2）内田雄造編著（2006）『まちづくりとコミュニティワーク』解放出版社

3） 全国隣保館連絡協議会ウェブサイト　https://www.rinpokan.net/sosikizu　（2022 年 7 月 7 日最終更新）

4）全泓奎（2015）『包摂型社会―社会的排除アプローチとその実践』法律文化社

5） Room, G. (1995). *Beyond the Threshold: The Measurement and Analysis of Social Exclusion,* Policy Press, 1-9.

6）Social Exclusion Unit. (2001). *A New Commitment to Neighbourhood Renewal: National Strategy Action Plan.* London: Cabinet Office.

7） Atkinson, R. and K, Kintrea. (2001). Disentangling Area Effects: Evidence from Deprived and Non-deprived Neighbourhoods. *Urban Studies*, 38(12), 2277-2298

8） Kleinman, M. (1998). Include Me OUT? The now politics of place and poverty. *CASE Paper*, London School of Economics.

9）Musterd, S. and Andersson, R. (2006). Employment, Social Mobility and Neighbourhood Effects: The Case of Sweden. *International Journal of Urban and Regional Research*, 30(1), 120-140

10）Buck, N. (2001). Identifying Neighbourhood Effects on Social Exclusion. *Urban Studies*, 38(12), 2251-2275

11）Bauder, H. (2002). Neighbourhood Effects and Cultural Exclusion. *Urban Studies*, 39(1), 85-93

12）中川雅之（2019）「アメリカの住宅困窮者支援の方法と評価」都市住宅学 105 号，61−65

13）Atkinson, R. and Kintrea, K. (2002). Area Effects: What Do They Mean for British Housing and Regeneration Policy. *European Journal of Housing Policy*, 2(2), 147-166

14）Department for Communities and Local Government. (2010). *The New Deal for Communities Programme: Achieving a neighbourhood focus for regeneration: The New Deal for Communities National Evaluation: Final report-Volume 1.*

15）Andersen, S. H. (2002). Can Derived Housing Area Be Revitalised? Effortss against Segregation and Neighbourhood Decay in Denmark and Europe. *Urban Studies*, 39(4), 767-790

16）山田栄（1977）「イギリスにおけるセツルメント成立の過程とその特質」平安女学院短期大学紀要 8 号，15−22

17）Polson, E. and Scales, T. (2020). Good Neighbor House: Reimaging Settlement Houses for 21st Century Communities. *Social Work & Christianity*, 47(3), 100-122

18）Chesler, E. (1996). “Back to the Future”: Reviving the settlement house as neighborhood social service center. In J. Vitullo-Martin (Ed.), *Breaking Away: The Future of Cities*, 121-134

19）Yan, M. C. (2004). Bridging the Fragmented Community: Revitalizing Settlement Houses in the Global Era. *Journal of Community Practice*, 12(1), 51-69

20) Yan, M. C. and Lauer, S. and Sin, R. (2009). Issues in Community Rebuilding: The Task of Settlement Houses in Two Cities. *Social Development Issues*, 31(1), 39-54
21) 簫閔偉， 城所哲夫， 瀬田史彦（2016）「住宅団地における福祉のまちづくりの取り組みに関する考察―台湾台北市南機場地区の整建住宅団地を事例として―」日本建築学会計画系論文集，Vol.81，No.729，2463-2473
22) 全泓奎，稲本悦三，金善美，南垣碩，趙鼎九，金倫伊，丁恩一，金種漢（2007）「韓国都市部の社会的不利地域における包摂的な地域再生と居住支援」住宅総合研究財団研究論文集，No.34，243-254
23) 石川久仁子（2014）「『複合的不利地域』におけるコミュニティ実践に関する研究」関西学院大学学位審査請求論文
24) 柴田謙治（2007）『貧困と地域福祉活動―セツルメントと社会福祉協議会の記録』みらい
25) 内田雄造（1993）『同和地区のまちづくり論：環境整備計画・事業に関する研究』明石書店
26) 内田雄造，大谷英二（2001）「転換期にある同和地区のまちづくりが今後の日本のまちづくりに示唆すること」2001 年度第 36 回日本都市計画学会学術研究論文集，109-114
27) 内田雄造(2010)「同和地区のコミュニティデベロップメントの新しい展開―同和対策事業に関わる一連の特別措置法失効後の動向―」ライフデザイン学研究(6)，19-34
28) 簗瀬健二（2019）「箕面市北芝地区における社会資源を活用した若者支援」社会政策，Vol.11，No2，58-71
29) 岡本工介（2020）「コミュニティ・オーガナイジングによる社会変革の共創―高槻富田地区子どもの居場所づくりの取り組み」部落解放研究第 213 号，169-191
30) 宮本恭子（2020）「地域共生社会の実現に向けた「包摂型プラットフォーム」と隣保館の役割」山陰研究ブックレット 9，37-61
31) Kidokoro, T. Hsiao, H. Fukuda, R. (2021). Study on the Polarization to Megacity Regions and the Urban Divide: Focusing on the Case of Nishinari Ward, Osaka City, Japan. *Japan Architectural Review*, 4(1), 117-128
32) Hsiao, H. (2021). Transformation and Issues of Public Housing Policies Facing Aging Society: Case Review of Osaka City, Japan. *Japan Architectural Review*, 4(1), 5-13
33) 島和博（2016）「変容する都市の同和地区とその「都市下層」への編入について―部落問題を階級・階層の視点からとらえなおすための一試論」人権問題研究 15, 5-41
34) 全泓奎編(2012)「4 地区共同まちづくり研究会・4 地区実態調査報告書」都市研究プラザレポートシリーズ 26
35) 簫閔偉，城所哲夫，瀬田史彦，全泓奎(2016)「同和対策関連事業失効後の旧同和地区における自立に向けたまちづくりの現状と課題に関する考察―大阪市の 3 地区における社会福祉事業を中心とする地域福祉諸機能の提供に着目して―」日本都市計画学会都市計画論文集,Vol.51，No.3，245-252

36)大阪市(2010)「公有財産データベース」大阪市ホームページ
37)大阪市(2019)「公有財産データベース」大阪市ホームページ
38)ゼンリン(2009)「ゼンリン住宅地図（浪速区、東淀川区、旭区、住吉区、東住吉区、西成区、淀川区、平野区)」株式会社ゼンリン
39)ゼンリン(2019)「ゼンリン住宅地図（浪速区、東淀川区、旭区、住吉区、東住吉区、西成区、淀川区、平野区)」株式会社ゼンリン
40)市民交流センター各指定管理者(2015)「2014 年度市民交流センター事業報告書（全 10 館分)」
41)部落解放同盟大阪府連合会(2017)「暮らしのアンケート調査 G 地区報告書」
42)部落解放同盟大阪府連合会(2017)「暮らしのアンケート調査 J 地区報告書」
43)公益財団法人 G（2020・2021・2022)「2019・2020・2021 年度事業報告」
44)一般財団法人 J（2020・2021・2022)「隣保館 J 2019・2020・2021 年度事業報告書」
45)公益財団法人 G（2015)「G 地区市民交流センター2014 年度事業報告」
46)J 地区市民交流センター運営協働体（2015)「平成 26 年度 J 地区市民交流センター事業報告書」
47)大北規句雄(2012)『隣保館-まちづくりの拠点として』解放出版社
48)窪田享信（1979)「戦前における同和地区隣保事業の歴史」部落解放研究 19 号，43-67
49)厚生労働事務次官通知（平成 14 年 8 月 29 日)「隣保館の設置及び運営について」(厚生労働省発社援第 0829002 号)
50)大阪市(2019)「大阪市未利用地活用方針一覧表」大阪市ホームページ
51)旭区役所(2020)「旭区生江 3 丁目北部地域まちづくりビジョン」
52)東住吉区役所(2018)「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」
53)浪速区役所(2019)「浪速区西南地域まちづくりビジョン」
54)総務省統計局「2015 年国勢調査結果」
55)厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知（令和 3 年 3 月 31 日)「重層的支援体制整備事業における社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等の推進について」
56)総務省統計局「2020 年国勢調査結果」
57 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」 https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/（2022 年 7 月 20 日最終閲覧)
58)大阪市「地域活動協議会を核とした自律した地域運営の支援」 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190407.html（2022 年 1 月 20 日最終更新)
59)国土交通省「国土地理院ホームページ」https://www.gsi.go.jp/ （2022 年 10 月 24 日最終閲覧)
60)大阪府（2001)『同和問題の解決に向けた実態等調査浅香地区分析報告書』
61)岩間伸之，野村恭代，山田英孝，切通堅太郎（2019)『地域を基盤としたソーシャルワーク：住民主体の総合相談の展開』中央法規出版

62)解放新聞：部落解放同盟中央機関紙（2021 年 6 月 15 日），第 2993 号

補遺

本論文の第 1 から第 3 章は下記の既報論文に加筆修正を行ったものである。

第 1 章

矢野淳士・松本邦彦・澤木昌典（2020）「同和対策関連施設廃止後の被差別部落におけるまちづくりに関する研究- 大阪市内12地区における隣保館機能に着目して-」都市住宅学111号，124-131

第2章

矢野淳士・松本邦彦・澤木昌典（2023予定）「隣保館廃止後の被差別部落における民設民営隣保館の役割と課題- 大阪市内2地区を対象として-」居住福祉学研究34号（2023年3月発行予定）（2022年9月3日投稿、2022年11月12日採択決定）

第3章

Atsushi YANO, Kunihiko MATSUMOTO and Masanori SAWAKI. (2023 予定) Community development focusing on the settlement work in a Buraku community after the abolition of facilities built by Dowa measures: A case study of the Asaka area, Osaka City. *Urban and Regional Planning Review*. Vol.10 （2023 年発行予定）（2022 年 6 月 8 日投稿、2022 年 11 月 24 日採択決定）

謝辞

本論文の執筆に際しては、多くの方々に多大なるご指導やご協力をいただきましたので、最後に一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、恩師の澤木昌典先生には、私の卒業論文、修士論文、そして本論文の執筆をご指導いただきました。それぞれの論文テーマは、道路高架下空間の有効活用、ホームレスコミュニティによる共同自立、被差別部落のまちづくり、と全く異なるものでしたが、常に私の考えを尊重してくださり、論文の完成まで導いていただきました。2010 年に澤木研究室に配属されてから 12 年が経ち、様々な紆余曲折がありましたが、澤木先生の熱心なご指導がなければここまで来ることはできなかったと思います。心からお礼申し上げます。

また、澤木研究室の松本邦彦先生には、本論文や投稿論文の執筆に際して、いつも的確なご助言をいただき、論文の質を向上させることができました。深く感謝いたします。

本論文の副査をつとめていただいた矢吹信喜先生と福田知弘先生には、本論文に対して多くの貴重なご意見をいただき、深謝いたしております。

また、大阪公立大学の全泓奎先生には、本論文のテーマである被差別部落のまちづくりに関わるチャンスを与えていただき、研究や進路について様々なアドバイスをいただきました。本当にありがとうございました。

それから、本研究において実施した調査にご協力いただいた大阪市内 12 地区で活動されている皆様や、私が学業と仕事を両立できるように柔軟な働き方を容認してくださった職場の皆様にもお礼申し上げます。

澤木研究室のドクター生活をともにした篠原祥さん、長谷川香里さん、王揚さん、朴弘烈さん、佐伯亮太さん、周維楠さんにもお礼を申し上げます。皆さんとの切磋琢磨がなければ本論文の完成はなかったと思います。

最後に、修士課程修了後に就職や進学をせずに国内外を転々とするという私の生き方を受け容れ、様々な面でサポートしてくれた両親にもお礼を言いたいと思います。本当にありがとうございました。

2023 年 1 月

矢野淳士